

日本弁護士連合会第71回定期総会報告

2020年9月4日（金）於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会第71回定期総会は、2020年9月4日（金）午後0時30分から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、出席弁護士会50会、出席弁護士数のうち本人出席が403名、代理出席が8,828名、復代理出席が1,986名の合計1万1,267名であり、外国法事務弁護士の出席は0名であった。

総会は、淵上玲子事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

荒中会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

コロナの感染が終息に至らない中、多数の出席を頂き執行部を代表して御礼申し上げる。定期総会を開催するというところまで、こぎ着けることができた。全国規模の大会を開くのは、私たち執行部としては初めてのことである。まだ、15人の副会長、そして総長のお披露目もできていない中、本日開催できたことを、大変うれしく思っている。

今日は全国各地、北海道から九州までたくさんの方々に来ていただいているが、この年度初めて日弁連に足を踏み入れるという方々がたくさんいるのではないかと。この厳しい情勢の中、日弁連に足を運んでいただいたことに対し、日弁連の会長として、改めて御礼申し上げます。

4月1日に執行部が発足したが、残念ながら発足後間もなく緊急事態宣言が発令され、その後、全国47都道府県に緊急事態宣言が発令されたために、私たちは日常生活だけではなく、我々の業務、会務にいままでかつてない制約を受け、その制約の中で、会務活動に当たることになった。今日ここに集まった皆様も、全く同じではないかと思う。

全国の市民の皆さんもかつてないほどの著しい影響を受けたものと思う。また、事業者の皆さんも、かつてないほどの経済的な打撃を受ける可能性を秘めた状況に置かれたのだろうと思う。

私たちは、自分たちが感染被害のおそれがある中ではあったけれども、4月にCOVID-19対策本部を立ち上げ、日弁連の各種委員会、本部センターの中から精鋭に出させていただいて、その英知を結集しコロナ対策に当たってきた。全国統一ダイヤル（の設置・運営）に際しては、全国各地の弁護士会の先生方に大変お世話になった。お陰様で、7月までに6,500件を超える電話による相談を受けることができた。

その他、数えたらきりがなが、10本以上の会長声明・談話、そして意見書等を発出した。国民の裁判を受ける権利について、また、悪質消費者被害を防ぎ、中小企業を支援し、コロナ被害に伴う偏った考え方・差別を無くすために、幅広く日弁連の考え方を示し、これを世に問い、そしてそれに基づいて活動を行った。

そういう活動をする傍ら、コロナ対策とは別に、御存じのとおり司法の危機とも言われ

た検察官の定年延長問題について、全国の弁護士会に会長声明を上げていただき、私たちも異例と思われるかもしれないが、2度にわたって会長声明を出し、断固許されないものだと強く働きかけを行った。

さらに、3年半にわたる法制審特別部会の会議、これは少年法改正問題であるが、この問題についても、待ったなしの状況で与党PTの協議と法制審の協議がツートラックで動いている中、我々は制約を受けながらも与党PTにおいて、18歳・19歳も少年法の適用を受け、家裁に全件送致されるというところまでこぎ着けた。

まだまだ課題はあるけれども、引き続き、こういう問題に積極的に取り組んでいきたいと思っている。

そういう活動ができたのも、まだお披露目が済んでいないが、全国各ブロック、そして大規模会、そしてクォータ制で出てこられた副会長も含むこの15名の副会長に連日のように朝から晩まで日弁連に詰めて活動をしていただき、総次長、職員にもこれを支えていただいたからであり、ここで改めて報告をさせていただく。

残念ながら定期総会の開催については大変苦慮した。当初、6月に開催する予定であったが、到底開催できるものではないということで、理事会の承認を頂いて7月31日にセットさせていただいた。しかしながら、コロナによる感染被害が収まるどころか、更に拡大する様相の中で、日弁連内にも感染者が出るなどしたことがあって、更にもう一度理事会の了解を得て、この9月4日にセットさせていただいて、本日開催の運びとなった。

この過程で、臨時理事会、理事会などにおいて、地方弁護士会の会長を兼ねられる理事の多くの先生方から、このままでは私たちが預かった各会員の議決票が行使できない、代理行使できない、東京に行けないので、どうかしてくれという切実な声が私たちに寄せられた。

そういう声に応えるべく、私たちは連日のように会議を行い、民法の復代理の規定を参考にして、東京の三弁護士会の会員の皆さんの協力を頂いて、復代理ということで、移動なしで、地方の先生方の議決権を行使していただくという方式を理事会に提案をさせていただくこととした。

理事会では、いろいろ議論があったけれども、大多数の理事の賛同を頂いて、補完的な要領として、これを使わせていただいて、今日の日を迎えたということについても、重ねて御報告をさせていただきたい。

様々なハードルを乗り越えながら今日まで何とか活動を展開してきたことについて、理解をいただければ幸いである。

なお、今日お手元には、感謝・表彰を受けられる方々の一覧表、芳名簿が交付されている。是非御覧いただきたい。

それでは、ただ今から日本弁護士連合会第71回定期総会を開会する。開会に当たり、定足数の充足を確認する。会則第40条の2によれば、総会は代理人によって議決権を行使する者を含め、5,000個以上の議決権を有する弁護士会又は弁護士である会員の出席がなければ議事を開き、議決をすることができないとされている。

今現在、復代理を除いて本人出席が202名、代理出席が5,406名、会出席が21会、合わせて5,629個の議決権がこの場で確認されている。定足数が満たされている

ことを確認できている。

なお、復代理やその後の増加を含めた出席者数については、受付において、更に集計ができ次第、後ほど議長団から御報告をさせていただきます。

武内更一会員（東京） 「この総会で復代理の出席を認めるという話が理事会であったと聞いている。しかし、この日弁連の総会の代理権は、会則第40条の規定によって会員が直接受けて代理行使をすると、そしてその代理人は、各委任者の所属会の会員でなければならないと書いてある。これは、他に解釈のしようのない明確な規定であり、日弁連は会則・会規などで運営される団体である。

このままこの総会を続けるとなると議決権の行使をできない者が行使したということになり、総会の決議には瑕疵が発生すると考える。無効事由、あるいは取消事由、有効性について疑義が出るような決議になりかねないと私は考えている。

私は、第7号議案の発議者の一人でもあるため、適式適法にきちんと有効な決議をしてもらいたいと、そして採択してもらいたいと考えている。確かに受任者が東京に来られないという事情があるのかもしれないけれども、それでもやれる方法を更に考えるべきだったと私は考えている。

特に今回、会長は理事会で、例外として、今回の復代理という措置を認めると発言したそうだが、例外といえど何でもできるのかと、例外の根拠規定がなければ認められないはずである。そういう点においても、瑕疵があるのではないかと考える。

さらに、例外というのであればどういうときに例外なのかをはっきりさせなければいけないと考えている。つまり、毎度何か事があれば例外といって、東京に集まらなくてもいいような、そういう形を取っていけば、総会は形骸化してしまう。それでは、会員の意思が反映できない。そういうことを私は懸念する。

その例外というのは、どういう基準であり、今後もうないのか、どういうときに例外とまた言うのかということについて今回明確にしておく必要がある。解釈を変えたという言い方、安倍政権のような言い方をするのは、日弁連としてはふさわしくない。

さらに具体的な質問が少しある。復代理という手続をどうやったのかである。どういう人が、誰に復代理を委任できるのか。同じ会の会員でなければならないという代理規定、復代理人も代理人であるから、その代理規定の拘束は受けるはずである。それがどのようにしてクリアできるのか。そして、その委任状を会として、会が持ってくる場合、会の1票は誰がどのように行使するのかなどについて、明確に答弁していただきたい。

今後、もしかしたらこの総会の有効性が問議されることがあるかもしれない。そういうことを踏まえて、今の点について、明確に議事録にとどめていただきたい。」

会長 「議事録にとどめることはやぶさかではないが、先ほど申し上げたとおり、この場に出席を頂いた方々の議決権が現実に5,000個を超えているということであり、今のような指摘については、後ほど議長が選任された後で、議長を間に挟んでやり取りをするということがふさわしいかと思う。定足数は、間違いなく満たされているということをお前提に進めさせていただきたい。」

(拍 手)

会長 「定足数が満たされているので、定期総会開会宣言をさせていただく。併せて、議長・副議長の選任に入らせていただく。」

続いて正副議長の選任手続がなされ、荒会長が選任方法について議場に諮ったところ、木村英明会員（東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で選出されたいとの動議が提出された。他に意見がなかったため、荒会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、荒会長は、議長として早稲田祐美子会員（第二東京）、副議長として木村豊会員（広島）及び佐藤彰紘会員（第一東京）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、荒会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、吉村誠会員（東京）、相原佳子会員（第一東京）及び千葉理会員（第二東京）の3名を指名した。

議長は、議事に入る旨を宣した。

佐藤副議長 「本日の定期総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ対策として、クレオ内の座席を大幅に減らすとともに、クレオ以外にも2階ロビー、1階エントランス、17階1701、1702、1703、1704、14階1401会議室、16階来賓室を議場とし、クレオと一体の議場として取り扱い、クレオ内の映像及び音声を中継する。クレオ内がいっぱいになった時点で、今申し上げた場所を順次、クレオと一体の議場として拡張する。なお、17階ないし14階の議場の様子は、モニターで確認できる体制をとっている。また、2階ロビー及び1階エントランスは、副議長が管理するが、17階ないし14階の議場については、管理する者が必要であり、後ほど議長が指名する議場管理責任者に管理していただく。

クレオを含む各議場は換気のため、議場閉鎖時でも扉を開けたままとするので、事務局の案内に御注意いただきたい。議場閉鎖中は、扉が開いていても議場への出入りはできない。

次に、議場において発言する際の注意事項であるが、発言しようとする会員は、起立して「議長」と呼んでいただきたい。許可を受けずに発言することはできない。発言の際は、必ずマスクを着用されたい。議長の発言許可があった場合には、所属弁護士会と氏名をフルネームで告げた上、発言されたい。発言は、必ず場内のスタンドマイクを使用していただきたい。

以上の点は、整然とした議事進行の上からも、また記録上も重要であり、お守りいた

だきたい。なお、発言後は、マイクに備え付けている消毒シートを使って、発言者自身でマイクを拭いて消毒していただきたい。

また、クレオ以外の議場で出席する会員の発言については、クレオのマイクで発言いただくこととする。発言権を確保するため、17階ないし14階の議場で出席する会員が発言を希望する場合は、各議場の議場管理責任者にお申し出いただき、2階クレオ内までお越しいただきたい。クレオ内に発言者席を用意しているのので、あらかじめ移動いただくスムーズになる。席数の関係で、発言後は、元の議場にお戻りいただきたい。

クレオ2階及び1階エントランスで出席する会員が発言を希望する場合は、申出は不要であり、直接クレオ内の待機席にお越しいただきたい。受付及び議場内の職員において、質問・意見用紙を用意しているので、質疑や討論を希望する会員は、できるだけあらかじめこれに記入し、場内の職員にお渡しいただきたい。

次に、あらかじめ代理人を選任していながら本日出席された方に申し上げる。自ら議決権を行使される場合は、代理人から自分の議決権を戻してもらう必要があるのので、受付にお申し出いただきたい。なお、出席者票を持たないまま挙手されても、カウントはなされないのので、注意いただきたい。

次に、採決の際の議決権の行使についてであるが、採決に際しては、挙手により掲げられた出席者票の数、出席者票に記載された代理議決権の数及び会出席の数を合計したものが、議決権の数としてカウントされる。賛成、反対、棄権のいずれにも挙手されない場合、出席者票を掲げないで挙手された場合には、いずれもカウントされないのので、注意いただきたい。

なお、都合があり途中でお帰りになる場合には、必ず出席者票を議場外の回収用ボックスか受付にお戻りいただきたい。

賛否双方の会員から代理人選任を受けている方、いわゆる議決権の分離行使について申し上げる。議案によって、賛否の数の振り分けを変更する必要がある場合には、各議案の採決となる前にあらかじめ受付において手続を受けていただきたい。

外国法事務弁護士は、本総会の議案については議決権がない。また、意見については、第1号議案から第3号議案までの決算及び予算の議案のうち、直接外国法事務弁護士に関する事項について述べることができる。

総会の議事は会則第54条第1項により公開されている。傍聴席を設けたので、傍聴者はその傍聴席で傍聴願いたい。なお、傍聴者は発言することはできない。

最後に、冒頭で案内したとおり、クレオ以外の議場と中継するが、万一中継が途絶した場合は、復旧作業を行う。復旧作業中は休憩するので、議長の指示に従うようお願いしたい。」

議長 「武内会員の発言についての回答の前に、少し付け加えさせていただく。

ただ今副議長からお願いした点について、よろしく願いたい。とりわけ議事を円滑に進行するため、質疑や討論を希望される会員は、できるだけあらかじめ質問・意見用紙に記入の上、場内の職員にお渡しいただきたい。

なお、先ほど申し上げたように、17階ないし14階の議場があるので、これらにつ

いて、以下の会員を議場管理責任者に指名する。1701会議室、神田安積会員・第二東京弁護士会、武内大徳会員・神奈川県弁護士会、1702会議室、大坪和敏会員・東京弁護士会、1703会議室、小町谷育子会員・第二東京弁護士会、1704会議室、高崎玄太朗会員・第二東京弁護士会、16階来賓室、二川裕之会員・神奈川県弁護士会、1401会議室、五十嵐康之会員・第一東京弁護士会、状況に応じて、議場管理責任者には適宜役割を相互補完いただくようお願いする。

それでは、先ほどの武内会員の質問について、執行部の意見を伺いたい。」

岡田理樹副会長 「会長の挨拶でも触れられていたとおり、本総会では、地方弁護士会で委任状を受けて東京に出て来られない方たちのために、その方から復代理を受けて、その権利を代理して行使をするということを容認している。

具体的には、まず会のほうで委任状を集めていただき、それをその会の会員に委任し、さらにその会員から再度東京で出席できる東京三会の会員に復代理をお願いするという形である。

これに関しては、会則第40条第2項で総会の議決権につき、その会の会員が代理できるという形になっている。この趣旨は、一つは、その会の意見は、その会の会員が最もよく代弁できるだろうという点にあるが、それ以外に弁護士会ごとにその会員の身分、地位、会員であるかどうかを確認して認証していただいて、その上で日弁連に委任状をいただくというような技術的な意味合いもあると考えているところであり、一旦その会で認証していただいて、代理人が決まった上で、その代理人がやむを得ない事由などに基づいて、更に復代理をお願いすることまで会則で禁じられてはいないと考えた次第である。

これは、今回のコロナ禍という非常事態において、都道府県境を越えての移動が禁止されたり、事実上難しくなったりということが想定される中で、いかに多くの会員の意思をこの総会に反映していくか、様々な議論を積み重ね、最終的には8月の理事会でほぼ全員に近い理事の方の賛同を得て、この方式をとることにさせていただいたものである。現に、本日は25会から復代理という形で、その会の会員の意思をこの総会にお持ちいただいている。

先ほど、武内会員から第7号議案について、きちっとした決議で賛成を集めたいという発言があった。そのお気持ちは大変よく分かる。むしろ、そうであれば、より広く様々な全国の会員の声が反映されて、その中で決議をしてこそ、武内会員の主張が全国に認められたということになるのではないかと考えている。

我々としては、適法に総会を開くということはもちろんであるが、全国の会員の声をなるべく広くこの総会に反映をさせたいということも考え、苦労に苦労を重ねて調査室なども議論をしながら、この方法であれば明確に会則・会規には反することはなく、全国で死票を減らすことができるのではないかとということで、ようやくここまでこぎ着けたので、御理解をいただきたい。

なお、付け加えさせていただくと、復代理の方には、本日は1701会議室にいていただいております、そこでの議決という形で、後で検証することもできる体制は整えているので、その点も安心いただきたい。」

武内会員（東京） 「その見解には疑義があるが質問だけにする。あと残っている質問、答えていないものがある。

今回、例外的にこういうことを認めると処理したとおっしゃっていた。その例外ということの基準は、一体どこにあるのか。その後ずるずるとこういう例外が拡大していくということがあってはならないと思うし、今回の問題を検証するにも必要なことだと思う。明確に、紛れのないようにお答えいただきたい。」

岡田副会長 「今回は、このコロナ禍という非常事態が初めて生じたことで、さらに、都道府県を越えた移動が事実上、あるいは心情的にも難しいという特別な事態ということで、理事会にお諮りをして、多くの理事から、今回はむしろそういうことを考えてくれという要請があって、実現に至った。これを一般化してルールとして、こういう場合ならこうだということまで、今回の時点で明確に決めているわけではない。

会長からも説明があったとおり、今回の非常事態に対して考えたもので、これを一般化しようということを考えているわけではない。ただ、今後どういうことが起こった場合にどうするのかという議論は続けていかなければいけないと思うし、その点に関しては、理事会等開かれた場所で議論をして、後に安易にこういうことが行われないように、きちっとしたルールを決めていきたいということについては、正に武内会員のお考えと執行部の考えは一致していると申し上げてよろしいのではないか。」

[報告事項] 令和元年度会務報告の件

議長は、報告事項「令和元年度会務報告の件」を議題に供した。

議長は、時間の関係があり、議案の朗読については宣言、決議案を含め全ての議案について省略したいと述べ、その旨議場に諮ったところ、異議はなかった。

富田秀実副会長から、「令和元年度会務報告書」に基づき、次のとおり報告がなされた。

各課題の報告については、会員専用サイト、2019年度の会務報告書に掲載している。掲載場所の詳しい御案内は、配布資料に入れているので、適宜参照いただきたい。

まず、弁護士自治に関わる課題の取組として、2019年11月に行われたFATF第4次対日相互審査への対応について報告する。日弁連は、同審査に対応するため2017年度に依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程及び同規則を改正し、2018年度から会員に年次報告書を提出していただいている。

会員及び弁護士会におかれては、多大な労力を費やしていただいたことを改めて深く感謝申し上げる。審査の結果は今年夏頃に公表予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となっている。

皆様の協力により、2019年度は提出率が98%を超えたが、引き続き弁護士会の自治に実効性があることを示すためにも、2020年度は限りなく100%を目指すということで、引き続き協力のほどよろしくお願ひしたい。

次に、民事司法改革に関する取組について報告する。2019年4月に省庁横断的に民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議及び幹事会が設置され、日弁連もオブザーバーとして参加した。連絡会議は、本年3月に取りまとめを行い、そこでは1. 裁判のIT化、2. 知財司法、3. 国際仲裁、4. 国際化社会の進展に伴って必要とされるその他の方策について、具体的な方策が示された。特に裁判のIT化については、民事訴訟の全面オンライン化や本人サポートの在り方など、多岐にわたる言及がされている。

日弁連では、ワーキンググループを設置するなどして対応を行い、2019年9月の理事会ではIT技術の利用が困難な当事者の本人訴訟について、必要なサポートを提供することなどを内容とした基本方針を取りまとめた。

また、裁判のIT化については、本年6月の理事会においても、民事裁判手続等IT化研究会報告書に対する意見書を取りまとめるなど、引き続き検討を重ねている。

続いて、法曹養成制度改革の取組について報告する。2019年6月、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、法科大学院と法学部等との連携に関する規定が新設され、また、法科大学院に在学中の司法試験受験を認めることで、いわゆるギャップタームの解消策が図られた。

司法試験の実施時期については、理事会での議論を踏まえ、法科大学院教育の理念が損なわれることのないよう、制度設計等を司法試験委員会の幹事会等で関係機関と粘り強く折衝し、最終的に7月中旬から下旬に実施することが決定され、2023年の司法試験から実施時期が変更となる。法曹養成制度改革と法曹人口問題については、会内で十分に検討しながら取り組んでいく。

最後に、日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱に基づく男女共同参画に向けた取組について報告する。本年度は、第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画の3年目となる。各種取組のうち施策方針決定過程の女性会員の参画拡大については、政府目標であるいわゆる202030の目標点に到達した。

日弁連では、2018年度から女性副会長クォータ制を導入したが、今年度は、基本計画が数値目標に掲げる20%を下回るなど、引き続き推移を見守っていく必要がある。また、2019年12月の臨時総会において、女性理事クォータ制の導入が承認され、2021年度の完全施行に向けて具体的な準備を進めている。

育児期間中の会費等免除制度について、昨年度は1,188件の申請があった。昨年3月の臨時総会では、育児期間中の会費免除期間を延長する変更が承認され、同年10月1日から施行している。各会におかれては、引き続き弁護士の男女共同参画に御協力を賜るようお願いしたい。

この他にも縷々報告したいところではあるが、この程度にさせていただく。全国各地で、日弁連の取組を支えていただいた会員に、改めて御礼を申し上げるとともに、引き続き日弁連の活動に協力を賜るようお願いをして、会務報告とさせていただく。

議長は、令和元年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後に一括して行う旨を宣した。

[第1号議案] 令和元年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件

議長は、第1号議案「令和元年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件」を議題に供し、平沢郁子令和元年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

令和元年度決算について、その概要を説明する。

一般会計の決算から御説明する。

まず、一般会計の概略を報告する。当年度の収入は59億398万円であった。他方、支出は事業活動支出計の73億251万円、当期活動支出計の454万円、財務活動支出計564万円の合計73億1,270万円であった。

収支を申し上げる。当期収支差額では、令和元年度の決算は14億872万円の赤字となっているが、令和元年度の支出には、いわゆる谷間世代の会員に対する給付金支給のための繰入支出20億円が含まれている。これを除いて計算すると、令和元年度の一般会計の単年度収支は5億9,127万円の黒字となる。

繰越金については、前期からの繰越しが47億1,183万円であったが、次期繰越金は、33億310万円となった。

次に、収入について説明する。会費収入は、56億3,797万円で、予算を4,877万円上回った。登録料収入は、予算を138万円上回り、事業収入は予算を819万円下回り、諸受入金、これは外郭団体からの人件費の回収金が主であるが、予算を1,294万円上回った。身分証明書の発行手数料、印税、販売手数料などの雑収入は、予算を97万円下回った。また、他会計からの繰入収入については、保険事務特別会計などから予算どおりの350万円を繰り入れている。

続いて、支出の概略について説明する。令和元年度の事業活動支出は、予算79億8,755万円に対して、決算は73億251万円であり、6億8,503万円の予算残となった。

なお、令和元年度の支出総額は、73億1,270万円であったが、事業活動支出73億251万円は支出全体の99.8%を占めている。

事業活動支出の内訳について、まず会議費であるが、総会費以下、全科目が予算内に収まり、2億7,990万円の予算に対して、支出は2億1,006万円となり、6,983万円の予算残となった。

委員会費であるが、10億8,565万円の予算に対して、支出は9億2,718万円となり、1億5,846万円の予算残であった。個別の委員会の決算については、委員会費内訳を御覧いただきたい。支出超過の委員会は12委員会ある。原因は、主として出席率が高かったことによる旅費の支出超過である。これらについては、大科目内であるので、科目内流用で対応した。

事業費は、11億5,748万円の予算に対して、5科目が支出超過となったが、科目内流用で対応し、全体としては9億6,225万円の支出で、1億9,522万円の予算残となった。

事務費は、25億9,032万円の予算に対して、23億2,564万円の支出となり、2億6,467万円の予算残であった。予算を超過した科目はなかった。

一般会計から他会計への繰入支出については、退職手当積立金特別会計、法律援助基金会計、日弁連重要課題特別会計、事務職員能力認定試験・研修事業特別会計、日弁連ひまわり基金会計に対し、決算額どおり支出した。会館特別会計は、予算よりも315万円多い3億7,225万円を繰り入れた。なお、予備費1億円については支出しなかった。

次に、特別会計について申し上げる。特別会計のうち、主な会計について説明をする。退職手当積立金特別会計についての一般会計からの繰入額は2億であり、支払った退職金は1億8,628万円であった。

会館特別会計については、収入は一般会計からの繰入金3億7,225万円となっている。支出については、事業活動支出、投資活動支出、財務活動支出を足し合わせると18億3,623万円となり、単年度収支は12億4,380万円の赤字となる。

なお、支出のうち13億円については、投資活動支出のうちの長期性預金預入れのための支出である。この支出は、監査法人から資金運用のために預け入れている定期預金については、流動資産から固定資産に振り替えたほうが良いと指摘を受けて振り替えたという会計処理上のものであり、外部への支出をしたわけではない。

続いて、災害復興支援基金特別会計について、令和元年台風被害、台風災害を受けて義捐金を募ったため、寄附金収入が894万円あった。事業活動支出は、合計1,993万円で、内訳は欄外に注記があるとおり、災害復興支援活動の会議にかかる旅費や被災地弁護士会への補助金等である。

法律援助基金会計は、日本司法支援センターに対する委託業務に関する収支を管理する特別会計である。収入は月額900円の特別会費収入で、合計額は4億1,917万円、贖罪寄附等の寄附金収入が6,301万円、一般会計からの繰入金1億円等の合計5億8,219万円であった。これに対して、委託事業等の支出合計は、5億5697万円であった。

次は、日弁連重要課題特別会計について、この会計には、いわゆる谷間世代の会員に対して給付金を支給するため、一般会計から20億円の繰入れを行った。支出は、事業活動支出計の欄記載のとおり合計5億3,387万円であった。

少年・刑事財政基金会計に移る。ここでは、特別会費を頂いており、その収入は8億8,478万円であったのに対して、支出は4億3,129万円であった。支出内訳は、初回接見費、初回接見費通訳費、刑事被疑者弁護援助委託事業費、少年保護事件付添援助委託事業費等である。

日弁連ひまわり基金会計については、平成30年度までは、会員一人当たり月額500円相当を一般会計から繰り入れていたが、この方式を改め、令和元年度は2億円の繰入れとした。支出は、過疎地法律相談センター維持費、公設事務所維持費等で事業活動支出、投資活動支出を足し合わせると合計5億1,026万円になるが、このうち3億円につい

ては、長期性預金預入支出欄記載のとおりであり、会館特別会計と同様、定期預金を流動資産から固定資産に振り替えるためのものであるため、会計上の処理であり外部への支出ではない。よって実質的な支出は2億1,026万円となる。

最後に、一般会計及び特別会計の決算は、6月8日の令和元年度の経理委員会の承認及び6月10日の令和元年度監事による監査を経ていることを併せて報告する。

続いて、議長は、令和元年度監事に監査報告を求め、大澤英雄令和元年度監事から、監査した結果、令和元年度に係る財務諸表、すなわち貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及びキャッシュフロー計算書並びに収支計算書は、いずれも資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を適正に表示しているものと認めた旨の監査報告がなされた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

渡辺光夫会員（香川県） 「質問に入る前に、荒会長をはじめとした現執行部及び事務局の皆様には、この度の国難ともいふべき事態に遭遇し、多大な御苦勞と御尽力を頂いていることについては、心からの敬意を表する。

私がどうしても質問しておかなければならないと考えたのは、予算の問題に関わることが主であり、決算については、特に質問があるわけではない。ただ、立たせていただいたので、簡単に質問はさせていただく。

会則・会規その他の日弁連の規則等から言うと、前年度の定期総会で翌年度の4月・5月・6月の暫定予算が議決を経なければならないことになっており、実際に経ている。昨年菊地前会長の時代には、翌年度の6月までの暫定予算が議決を経ているものと理解をしている。

しかし、そのことは別な言葉で表現すると、令和2年の7月・8月、そして今日9月4日であるが、これまでの2か月有余については、暫定予算さえなかったはずである。この間、この暫定予算のない中で、執行部は支出行為をしていないのか、あるいは支出負担行為をしていないのか、これがまず1点目の質問である。

もう1点は、仮にそれが実行されているとした場合、その会則等の根拠は何であるのか。先ほど武内会員が、例外という言葉でいろいろ質問なさっていた。確かに例外的事案という答えが返ってくるのかもしれないが、注意いただきたいのは、我々の日本弁護士連合会は、強制加入団体として会員から徴収している会費は強制的なものである。それをいかに使うのかということについて、あらかじめ議決を経しておくというのは、当然のことである。暫定予算が存在するのであれば、私はこの場に立つことは全くなかったのであるが、私が理解する限りは、7月、8月、9月と暫定予算もないはずであり、いかがなものかという質問である。」

寺前隆副会長 「決算の後に予算案の説明がある。その中で説明したい。」

議長は、質問者の意見を確認の上、予算案の説明の際に答弁するよう執行部に求めた。

議長は、他に質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。挙手による採決の結果、第1号議案は賛成多数により可決された。

【第2号議案】 令和2年度（一般会計・特別会計）予算議決の件

【第3号議案】 令和3年度（一般会計・特別会計）4～6月分暫定予算議決の件

議長は、第2号議案「令和2年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」及び第3号議案「令和3年度（一般会計・特別会計）4～6月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供する旨提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

寺前副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第2号議案「令和2年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」と第3号議案「令和3年度（一般会計・特別会計）4～6月分暫定予算議決の件」について説明する。

最初に1点だけお断りさせていただく。先ほど、渡辺会員から指摘があった点に関連するが、御案内のとおり、新型コロナウイルスの影響により、定期総会を6月中に開催することができず、本日9月4日の開催となった。他方で、昨年の定期総会では、令和2年度暫定予算として、6月末までの分しか承認されていないので、7月1日から9月4日までの間については、予算がないまま執行されていることになる。

したがって、本総会では既に執行された分も、御提案している予算に基づいて執行されたものとして、令和2年度予算案を御承認いただきたいと思っている。

それでは、一般会計予算案から説明する。まず、一般会計全体の予算規模について、収入は6億9,010万円を見込んでいる。令和元年度決算との比較では6億8,612万円の収入増を見込んでいる。この中には、4月1日付けで廃止した三つの特別会計からの繰入収入6億2,147万円を含んでいる。

次に支出であるが、会議費支出として2億7,290万円、委員会支出として1億7,250万円、事業費支出として1億5,910万円、事務費支出として2億6,916万円、また、他会計の繰入支出として1億2,148万円を計上し、最終的な事業活動支出計を6億7,989万円と見込んでいる。これに予備費を計上し、その結果、単年度収支では2億8,779万円の赤字となった。参考までに申し上げますと、この赤字額は、一般的な通例に比べると少ない数字にとどまっている。

次に、収入支出の主な内訳と予算編成に当たり特に考慮した事項について、ポイントだけ説明する。まず、収入の内訳について、日弁連の収入の大半を占めるのは会費収入であ

るが、これについては、4月1日現在の会員数を基に計算し、56億6,810万円とした。登録料であるが、司法修習終了後に登録する会員の登録料を中心に4,465万円とした。事業収入及び雑収入については、過去5年の決算額などを基に、それぞれ1億3,900万円、2,885万円を計上した。

以上により、令和2年度の一般会計の収入として、65億9,010万円を計上している。

次に支出の内訳について説明する。会議費支出のうち、役員会議費支出については、日弁連の迅速・適切な会内合意の形成、迅速な情報伝達が内外から要請されている実情にあるので、理事会の開催費用などとして2,200万円を計上している。

さらに、緊急の課題に迅速に対応するワーキンググループ等の活動の諸費用に充てるため、役員協議会関係費支出については、7,500万円を計上した。委員会費について、委員会活動が、日弁連の活力の源泉という認識の下、合計11億725万円を計上したが、委員会別の予算については、過去5年間の予・決算の実績を踏まえて、事業計画を検討し予算を配分した。委員会別の内訳は、それぞれについて、配分額を明記している。

事業費について説明する。広報宣伝費支出であるが、これは近年の広報活動の取組を強化しているところであり、本年度も昨年度と同額の1億1,500万円を計上している。

次に、弁護士会に対する支援について、本年度も弁護士会に対する支援については、特に配慮した。弁護士会支援費支出については、平成27年度以降、弁護士会支援費として弁護士会に対して、100万円を上限として援助を行ってきたが、本年度も同様に支給するための予算として5,200万円を計上した。

弁護士会シンポジウム等開催補助金支出については、昨年度と同額の5,800万円を計上し、十分な補助ができるように配慮した。

その他、小規模弁護士会助成費支出として5,300万円、更に弁護実務修習援助費として1,400万円を計上した。弔慰金・見舞金支出であるが、本年度は2億2,000万円を計上している。この中には、依頼者見舞金が含まれている。依頼者見舞金については、年度における支給額の上限は、1億円を超えない額を目途に理事会が定めることとなっているが、本年4月の理事会で今年度の上限を1億と定めたので、依頼者見舞金としては1億円を計上している。

事業費であるが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、COVID-19対策関連事業費支出として3億円を計上した。この項目は、新年度になって新執行部で検討し、新型コロナウイルス法律相談、各会が行っているコロナ施策への補助等に充てるために特別に追加したものである。

事務費支出関係であるが、これは科目の新設はなく、過去5年の決算額などを基に26億916万円を計上している。一般会計はこの程度にして、特別会計のうち、主なものについて説明する。

まず、会館特別会計は、毎月の一般会費から月額800円の繰入れが主な収入となっており、本年度は3億2,700万円の繰入収入を見込んでいる。支出面については、弁護士会館の維持・管理にかかる費用、20年目大規模修繕にかかる費用のほか、各種ITシステムの維持・改修費用などを計上している。

災害復興支援基金特別会計であるが、一般会計からの繰入収入として1億8,000万円を計上した。これは4月1日に廃止した保険事務特別会計から、一般会計への繰入金である約4億8,000万円の一部を繰り入れたものである。保険事務特別会計からの繰入金のうち、残り3億円は、先ほど説明したCOVID-19対策関連事業費支出として活用する予定である。

法律援助基金会計については、月額900円の特別会費を徴収しており、その収入の4億2,130万円を計上している。また、他会計からの繰入収入として3億3,448万円を計上したが、この中には4月1日に廃止した難民認定、法律援助基金会計から一般会計への繰入金である2億3,448万円が含まれている。日本司法支援センター、法テラスに委託している各法律援助事業の委託経費がこの会計の事業費になるが、それぞれの事業の経費額については、事業ごとの件数に単価を乗じて算出しており、難民を含めた事業費支出の合計で5億8,748万円の予算としている。

少年・刑事財政基金会計について説明する。従前、1,900円の特別会費を徴収してきたが、本年6月から1,600円に引き下げた。少年保護事件付添援助事業、刑事被疑者弁護援助事業に要する費用のほか、弁護士会が実施する当番弁護士制度等の財政補助に要する費用を計上しており、事業活動支出は合計で7億1,303万円を計上している。

次に、日弁連ひまわり基金会計について、一般会計からの繰入が主な収入であり、令和2年度は、繰入収入として2億円を計上した。主な支出としては、公設事務所維持費支出に1億1,910万円、法律相談センター維持費に1億950万円を計上している。特別会計については、以上のとおりである。

冒頭に申し上げたが、7月1日から本日までの支出については、やむを得ない事情により予算のないまま支出することとなった。主な支出について申し上げる。まず、法律援助事業に関する法テラスへの委託経費の支出3億1,360万円がある。これは、本年3月に理事会で承認された2020年度日弁連委託援助業務事業計画書により、法テラスとの間で取り決めた金額を支出したものである。なお、法テラスに委託している各法律援助事業の費用は、最終的には弁護士に対する報酬や実費として支払われることは、御案内のとおりである。

主な支出の二つ目として、いわゆる谷間世代への会員に対する給付金がある。昨年3月の臨時総会で承認された会規と理事会で承認された規則に基づき、弁護士会を通じて申請のあった会員に給付されたが、規則上、日弁連は弁護士会に7月1日までに支払うこととされ、その後に弁護士会から当該会員に7月15日までに支払われることとなっていたものである。本年度は1,326人に対して2億6,520万円が給付された。

以上が大きな支出実例であるが、それ以外にも経常的な支出があった。7億3,416万円がこの間に支出された。主な支出額としては、役職員の報酬、給与が2億9,138万円、常時出てくるシステム関係や会館の維持・管理、広報関係など外部業者への支払も2億4,588万円あった。弁護士会への日弁連の支払、これは少年・刑事財政基金関連の補助金、新型コロナウイルス法律相談事業関連の補助金、協力金などであるが、これが5,207万円支払われた。他に税金、社会保険料等が4,603万円、公設事務所の開設費、運営費や講師謝礼など個人への支払が4,527万円、会議に伴う旅費が2,64

7万円、弔慰金等が2,703万円あった。

これらの恒常的な経費の支出はあるが、本年度はウェブ会議が多いことから、例年よりも大幅に支出が減っている。冒頭にも述べたとおり、7月1日以降、あらかじめの予算の議決がなかったため、執行部としてはやむを得ない支出の必要性を吟味した上で、慎重に支出を行ってきたことを申し添える。

なお、先ほど渡辺会員から質問があった点について、執行部として回答させていただく。

これらの支出の法律上の根拠について問われた。もちろん会則・会規上明文の規定はない。突き詰めて考えると、予算とは何なのかという法律的性格、法律的性質論につながっているのかもしれない。ただ、7月1日以降日弁連の活動を止めていいわけではない。各弁護士会に迷惑を掛けるわけにもいかないし、理事会で議決した計画を遂行しないわけにもいかない。そういった中で執行部としては、その状況の下でできる範囲の会内の議決を経て実行してきたものである。

御案内のとおり、9月4日の本総会は、当初予定した総会が2回にわたって延期されて今日に至っているものである。もちろん、その延期に当たっては、2回にわたって理事会の承認を得ている。理事会の承認を得るということは、その間、やむを得ない範囲の経費が支出されることを理事の先生方に御理解していただけていたものと思っている。

その上で、やむを得ないものとして、総会の延期を承認いただいたものと理解している。その延期の決議以外にも、会計規則第17条では200万円以上の支出については、事務総長の承認が必要であるが、経理委員会の承認を得て、実行しなければならないとなっている。この200万円以上の経費については、全てもちろん経理委員会の承認を得ている。もちろん、正副会長会でもその都度、必要な承認を得た上で、これらの支出はなされているので、御理解のほどをお願いしたい。

いろいろ議論があることは渡辺会員のおっしゃるとおりだと思うが、そのためにも本日出席の会員の先生方においては、これらの支出が本予算に基づいて支出されたものと扱っていただけるよう、それを前提とした承認を頂きたいと思ってお願いした次第である。

暫定予算案について説明する。令和3年度一般会計及び特別会計の4月分から6月分までの暫定予算案であるが、これは例年どおり便宜上、令和2年度の予算案の12分の3に相当する金額を予算案として計上した。

最後に、同一大科目内の流用の承認のお願いである。会計規則第6条によると、定期総会において、予算の議決を得るときは、予算の大科目内の科目の流用について承認を得ることができる定められているので、第2号議案、第3号議案については、この点についても、併せて承認を頂ければと思う。

以上のとおり、非常に過酷な環境の中ではあったが、執行部としては必死に適法性について吟味し、執行してきたつもりである。令和2年度予算案は限られた資金の中で、日弁連の諸課題に迅速・適切に対処し得るよう、可能な限りの配慮もしている。課せられた使命を着実に果たしていけるよう会務運営に当たりたいと考えているので、会員各位の格別の理解と協力をお願いする。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

渡辺会員（香川県） 「担当副会長の答えは、例外はあっても仕方ないのだと答えているにとどまっているとしか聞こえない。

私が質問したのは、会則・会規上の根拠をお示しいただきたいと申し上げたわけであって、今の回答は、会則・会規上には何らの根拠もない、しかし、やむを得ないんだという答えにしか聞こえてこない。これからいろいろな災害等が起こった場合を考えたときに、このような会務運営が、果たして日本弁護士連合会として適正なものであるのかどうか、一度執行部も真剣に考えていただかないと、本当にいくらでも例外は作れるわけである。一つだけ質問させてもらって終わりにするが、結局のところ、何の根拠もない予算支出をしてきたということを認め、ただ、致し方なかったんだと、こういう説明だったと聞いてよいか。それだけである。」

会長 「一言だけ付け加えさせていただく。担当副会長からの長時間にわたる説明の中で、一定程度理解いただけたと思うが、このような新型コロナウイルスのパンデミックのような状況の中で、規則、定款等を読み返してみたけれども、残念ながら、私たちはこのような状況に対応しきれるような会則・会規・規則を作つてこなかったという経過があることは認めざるを得ない。

この次、できるだけ早めに、そういう状態にあっても、きちんと皆様に心配を頂くことのない会則・会規・規則に変えていくことを約束した上で、我々としては、今考えられる理事会の承認、経理委員会の承認、正副会長会における議論を通じて何とか合意を形成して、支払をしてきた経過があることを理解いただきたいというのが、執行部の意思である。」

及川智志会員（千葉県） 「第2号議案に関し、法曹養成制度改革実現本部の令和2年度予算額が1,000万円と前年度予算から100万円増額されているので、この本部の具体的な活動について質問する。

前提として、同本部の重要課題である法曹人口について、日弁連は2012年3月の提言及び2016年3月の臨時総会決議に基づき、司法試験合格者数をまず1,500人まで減員し、更なる減員については、検証しつつ対処していくとしている。

また、日弁連は、2020年度会務執行方針として、更なる減員について、検証を速やかに実施する、検証のための組織を設置し、一定期間内に今後の方針について、取りまとめをするとしている。

さらに、日弁連は本年7月及び8月の理事会で、法曹養成制度改革実現本部内に法曹人口検証本部を設置することを決めた。問題は、その委員の人選と運営である。検証本部の委員の選任については、弁護士会の意見を十分に反映させることが必要であることから、司法試験合格者数の減員の会長声明を発出している弁護士会からも委員を選任することにしたと、そのような声明を発出している弁護士会から委員を選任することにしたと、日弁連は説明している。

また、荒会長、覚えておられるか。会長選挙において、ある政策団体からの質問に対し、

今年の2月25日付け回答文書において、検討組織の見直し作業を行い、弁護士会から推薦される委員を含めた組織において、会内の広範な意見が反映されるよう検証作業を行うと明言している。

長野県、埼玉、千葉県の各会は、各会の推薦する委員を指名するよう弁護士会として、正式に文書で要請し、具体的に適任者の推薦もしている。

しかし、日弁連はこれらの推薦を無視し、あえて各会の推薦する会員とは別の会員に委員の就任を打診している。このように日弁連が、弁護士会の意見は無視し、独断的に検証本部の委員の選任を強行しようとすることは、会内民主主義の観点から重大な疑問があり、また、検証本部の正当性自体にも疑義を生じさせかねない。しかも日弁連は、長野、埼玉、千葉の各会の委員が確定していないにもかかわらず、今年14日に第1回の検証本部会議を開催する予定にしている。

そこで質問する。長野、埼玉、千葉の各会が、検証本部の委員選任について、具体的な推薦、選任要請を行っているにもかかわらず、これを日弁連が無視するのはどのような理由によるのか。

二つ目の質問、長野、埼玉、千葉の各会は、司法試験合格者数の減員の会長声明を複数回発出している弁護士会であるが、その3会から委員を選任しないままに検証本部を開催するとすれば、各弁護士会の意見を十分に反映させるという日弁連の方針に反するのではないか。

三つ目の質問、検証本部の傍聴、議事録の閲覧・謄写など議論の公開と透明性については、どのようにお考えか。以上である。」

岡田副会長 「ただ今の質問であるが、御指摘のとおり、今年の7月、8月の理事会で、法曹養成制度改革実現本部の中に、本部内本部という形で法曹人口検証本部というものを立ち上げることとした。

これは、荒会長の公約のとおり、荒会長の任期の間に人口問題について、2012年の提言において決められた現実の法的需要とか、司法基盤整備の状況、法曹の質などの観点に基づいて、客観的にどういうことが言えるのかを機動的に検証し、外部に対してもきちっと発信できるようなものを任期中にまとめ上げたいという強い気持ちに基づいて作ったものである。

そういう意味で、幅広く各会からの意見を頂戴するとともに、機動的に、期間を決めて成果を出していきたいという両方の要請を考え、タスクフォース的な位置付けで40名程度のチームを本部内本部として作り、そこで集中的に討議をした上、理事会で全国の会長である理事の皆さんで、それを討議していただくことの中で、全国の意見を反映していくということ考えた次第である。

中でも、及川会員の指摘のあったような最近でも法曹人口の減員に関して、共同で会長声明を発出させた会は、この人口問題について非常に関心が高いと思われたので、その会とその最新の共同会長声明を出されたときの会長には、是非この本部内本部、法曹人口検証本部に入っていたいただきたいということをお願いをしている次第である。

指摘のあった千葉会、長野会、埼玉会は、他の会員を推薦したいという申出を頂いてい

るところではあるが、検証ということで機動的に、あるいは客観的な資料を集めたり、議論をしたりするところであるので、できればそういう会の意思をまとめられた方が、再度会の意思をまとめていただいて、そこにお持ちいただき、それを更に理事会の中で議論していただくというのが理想的ということで、お願いを続けているところである。

具体的にこの人が、この問題に詳しいと推薦を頂いているということは理解しているが、そういった趣旨で作っている人口問題の検証の本部であるので、できれば個人的にそこに詳しいからというよりも、会としての意見をまとめてお持ちいただける方に委員になっていただき、そういう詳しい方は、会として出てこられる委員をサポートする、そんな体制を作っていただければということで、お願いをしているところである。

それから、委員が選任できないまま本部を開催するということでは、日弁連の方針に違反するのではないかという質問である。是非参加していただけるように粘り強く説得をしているところであるが、どうしても最初参加できないということであっても、その内容については、すぐに理事会にフィードバックをする予定であり、理事会では今名前が出た3会の会長もいるので、その声明を出された会から意見をいただけないということはないと思っている。

傍聴、議事録の閲覧等についての質問であるが、これは本部会議の中で方針を決めていただくことではあるが、執行部としては、先ほど申し上げたようなタスクフォース的な位置付けで議論していただいたものは、直ちに理事会に反映して、それを各会で議論していただけるようにしたいと思っている。議事録という正式なものになると多少時間かかってしまうので、できる限り議事メモのような形ででも、すぐに提供して、全国の会で議論できるようにしたいと考えているところである。以上、回答申し上げます。」

米田龍玄会員（東京） 「第2号議案について質問をする。死刑廃止実現本部に、今年も2,800万円の予算が計上されている。2017年から今年で4年目である。合計1億円、我々の会費から使われることになるが、昨年の内閣府の世論調査では、前回平成26年度から国民の意識としては、死刑の存置の割合がむしろ増加している。80.8%であるが、今年度も昨年より更に増額して会費をつぎ込むということであるが、一体どういった活動をされるのか。今までと何ら変わりがないということであれば、これは無駄な支出ということになるのではないかという質問である。」

大川哲也副会長 「2020年度の死刑廃止実現本部の活動方針については、7月16日の第4回理事会内の本部会議で承認されている。

具体的には、死刑制度廃止を実現するため法務省内に死刑制度を含む刑罰制度改革のための協議を行う審議会の設置への働きかけ、死刑停止法案の速やかなる成立等々である。

なお、その4回の理事会内本部では、神奈川県、福岡県、埼玉、広島、東京、第二東京の各弁護士会から死刑の廃止等に向けた力強い発言も頂戴している。活動は着実に進展していると考えている。

世論調査の結果について指摘があった。確かに世論調査の結果は、死刑存置はやむを得ないという回答が約8割である。ただし、この8割のうち、状況が変われば将来的には死

刑を廃止してもよいと回答している方は、約40%にも上っている。将来という基準で分けると、むしろ両者は拮抗しているという評価も十分可能である。

さらに、仮釈放のない終身刑が導入されるならばどうかという問いに対しては、死刑廃止が35%を超えている。このようなことから、日弁連としては、この死刑廃止の活動を今年度も着実に遂行していきたいと考えているので、何とぞ理解のほどお願いしたい。」

中村竜一会員（第一東京） 「米田会員の質問に関連する質問である。死刑廃止実現本部についての予算の計上について、これまでそれは福井での人権大会の宣言に基づいているものであるという説明をずっと受けてきた。

福井宣言の内容はどういうものかという、日本において kongress が開催される2020年までに、死刑制度の廃止を目指すべきであるという内容である。これまで毎年2千数百万円使われてきたけれども、結局2020年までの死刑制度の廃止は、実現できなかったということになるかと思う。

また、kongress は今回延期をされて2021年3月に開催されることになったけれども、それまでに死刑制度が廃止されることはないということも確実であろうと思う。そのような状況の中で、今回のような2,800万円という多額の予算計上をしていることを正当化する根拠は、一体どのようなものと考えているのか。説明をお願いしたい。」

大川副会長 「先ほどの質問の際も回答申し上げたが、死刑廃止ということについては、今年度の会務執行方針の重要な内容の一つである。第4回理事会内の本部会議で、今年度の活動方針についても承認をされている。

福井宣言であるが、確かに2020年度を目標にしたが、これは大きな目標であり、2020年までに実現できなかったら全て活動をやめてしまうということではない。もっとも、まだ2020年は4か月残っているので、諦めずに活動を続けていく所存である。

仮に2020年度内の実現ができなかったとしても、先ほど申し上げたとおり、これは大きな目標である。死刑は、人の生命を奪う究極の人権侵害であるということを旗印に、日弁連としては、人の生命の尊さ、誤判・冤罪の可能性ということから死刑が廃止されるべきであることを引き続き訴えていきたい。

ちなみに、昨年10月の理事会内で死刑制度の廃止等に関する基本方針が承認されている。この基本方針も、2020年以降も活動を行う前提である。引き続き、このテーマについて、一生懸命頑張っていきたいので、御理解のほどをよろしくをお願いしたい。」

芦田一憲会員（東京） 「質問として一つ目であるが、先月、神奈川県弁護士会において、会長の社会保険を脱法的にやるような手続がとられたのではないかと、会員から裁判が起こされたという記事が新聞報道され、その後日弁連会長も厚生年金に入っていないという報道を目にした。

日弁連の会長あるいは事務総長、事務次長、嘱託については常勤扱いであり、退職金や賞与が支給されると伺っている。一方、副会長は非常勤なので、退職金や賞与が出ないと

いうことを昨年の総会でも確認をさせていただいた。会長等常勤職員が厚生年金に入っていないという指摘を受けて、社会保険に加入する意向なのか。そうすると人件費が増えると思うが、それは予算上手当てされているのかということをお伺いしたい。

また、総会の運営方法について確認したい。今年度は東京のクレオでやっている。来年は広島での開催を予定しているようだが、広島開催に当たっては、会場費として幾ら見込まれているのかということをお伺いしたい。

総会の運営方法、今年これだけ人を集めてやるのがどうかというところで、オンライン化、書面での議決権行使について、どのような検討状況にあるのかお伺いしたい。オンライン化、書面議決を実行するに当たっての、予算化がされているかどうかお答えいただきたい。

最後に、委員会の旅費についてお伺いしたい。日弁連の旅費規程上はグリーン車を使うことができるようになっており、昨年これについて廃止する気はないのかと確認したところ、希望する委員会があるので廃止できないという回答だったと記憶している。

この4月以降、ウェブでの開催で委員会が滞りなく進んでいることを考えると、どうしてもグリーン車でなければ嫌だという委員については、もう東京に来なくていいから、ウェブで参加しろという指令を出せばいい話なので、グリーン車利用については廃止する方向で考えているかどうかをお伺いしたい。以上、3点よろしくお伺いしたい。」

渇上事務総長 「厚生年金未加入に関するマスメディアの報道があったという指摘であるが、日弁連の会長、副会長が、日弁連を適用事業所とする厚生年金には加入していないというのは、報道のとおりである。会長報酬は、1980年4月から、副会長報酬は2006年6月から、それぞれ報酬規則が制定されたことにより支給されている。

当時の議論の中で、加入するという取扱いはしていなかった。そもそも一時的に役員を兼務するに当たり、本来の事業への保障的な位置付けで報酬を支給していたということで、当時は、厚生年金保険法第9条の使用される者に該当するという考え方に基づいて加入する、という取扱いをしていなかったのではないかと一応推測はしている。

ただ、年金事務所との協議の中で役職の職責、任務、執務状況等について、特に日本弁護士連合会という団体の特殊性等も加えて、個別具体的に判断されていくということは確認しており、今後もこれらを個別具体的に判断した上で対応していきたいと思っている。年金事務所とは相談をしながら適切な対応をしなければいけないと考えている。

なお、予算手当の質問であるが、福利厚生費の範疇で対象者がどの範囲になるかとか、そういうことも議論になると思うが、そちらで賄えると予定している。」

寺前副会長 「あと2点質問があり、一つは、広島で来年定期総会を開かれたときの費用はいくらかかるのかという質問であるが、広島の地価もよく分からないので、答えようがない。クレオは安いので、過去にもいろいろ質問があったと聞いている。クレオであれば100万とか、百何十万で済むのかもしれない。

お金は大事だが、それだけではなくて、東京と地方、いろいろな場所を移してやることに意味があるという会内の意思決定がなされて、そういう段取りになっているので、致し方

ないと思っている。広島の金額についてもし答える人がいたら、他の副会長がお答えすると思う。

もう一つ、以前からグリーン車を廃止すべきだという意見が会内にあるということは承知している。日弁連には86の委員会があり、その委員会費の中に交通費が入ってくるわけだけれども、委員会で言えば46の委員会と15のワーキンググループ等、合計67の委員会等では、グリーン料金を返上して受け取ってないという事実がある。

日弁連全体として、旅費の支給の在り方について、平成27年度に検討を行った事実もある。そのときには、グリーン料金の原則不支給、航空料金の割引切符料金の適用というテーマも上げた。平成28年には財務委員会に照会し、平成29年には全委員会に照会したが、賛成意見が過半数に達しなかったために、見直しは行わないことになったという経緯がある。

ただ、この旅費の問題については、いろいろな議論が会内にあることは承知しているので、今後とも鋭意検討を続けていきたいと思う。回答はこのぐらいで御了解いただきたい。」

岡田副会長 「最後の質問、総会についてオンラインとか書面投票等を考えればどうかという点については、今回の新型コロナウイルスの問題を受け、この総会をどんな形で開くのかという中でも、相当議論をした。

ただ、残念ながら少なくとも今回までには、そここのところに踏み切ることは難しかった。一つは、会則・会規に関して記載がないというか、文言上はどこかに集まって、そこで議論をして決めるという立て付けになっている。例外は、委任状で出席をする、これだけであるので、その範疇の中でしかできないのではないかということがあった。

もう一つは、テレビ会議でできないか。御承知のように、このコロナの中で多くの委員会などがテレビ会議を使って、何とか再開をしている状況の中で、総会もできないかと相当突っ込んで議論をしたが、残念ながら今の技術体制ではなかなか難しく、委員会で経験のある方も多いと思うが、途絶してしまうことがしばしばある。あるいは、音声がよく聞き取れない、そういったこともある。

本日も1万以上の議決権の出席を頂いており、そして全国52の会が全て参加をする中で議長が議決を確認することを考えると、相当の準備、設備がないとできないということで、会則・会規の改正とそういう技術的な問題を全てクリアしないと、今のところなかなか思い切った施策は取りづらいということで、少なくとも今回は冒頭に御紹介したような復代理という方法を使って、何とか全国の会員の意見を反映するということまで至った。

今後についても、継続的に検討する必要があるということは考えている。指摘のあったようなやり方も当然上がってくる論点だとは思いますが、少なくともここまで検討した中では、なかなか技術的に、あるいは会則・会規上の問題があつて難しく、特に、定足数を定めた時に、会員の間で議論をいただいて、多くの会員が集まってそこで議論をすることが大事なんだという強い意見が多かったということを見ると、なかなか方向性を大きく変えていくには、相当の議論の積み重ねが必要だと考えているので、その辺りをにらみながら、今後も議論を続けていきたいと考えている。以上回答申し上げます。」

芦田会員（東京） 「後で修正動議を出して、ホテルを使わないように予算の組替えを提案したいと思っているので、いくらホテルの会場費として押さえているのかを回答いただきたい。」

議長 「広島でのということでしょうか。」

芦田会員（東京） 「広島で予算を組まれていると思うので、そうなると思う。」

寺前副会長 「広島で開催したときの会場費が幾らになるかというのは、お答えできない。参考までに過去の事実について説明すると、2017年に東京のパレスホテルで開催したときにかかった費用は室料だけで270万円だった。それから2018年の高松のときには415万円近くかかっている。」

芦田会員（東京） 「素朴な疑問だが、予算を組むときに、幾らぐらいを会場費として入れようとは考えないのか。」

寺前副会長 「来年の総会は、来年の4月から6月までの暫定予算で対応することになる。暫定予算の組み方としては、単純に12分の3となるのでそういうことは検討しない。それが従来の扱いである。御理解のほどよろしくお願ひしたい。」

議長 「質疑通告のあった会員は以上だが、会場から質疑を希望される方はいるか。」

米田会員（東京） 「先ほど、大川副会長から丁寧に説明があったが、死刑廃止実現本部がどういう活動をするかということについて、執行停止法案の成立を求めるとか、集会を行うとか、それは今までやっていたではないか。

国民には全く響いてない。むしろ、例えばなぜ被害者を守る活動をしないのかとか、反感を買っているから、死刑存置の割合が増えているわけである。

つまり、日弁連がやっていること、死刑廃止実現本部がやっていることは無駄なことどころか、マイナスになっているわけである。要するに、会員全員のためになっていない。しかも、我々の会費を使っている。やりたい人が自分の金を使えばいいではないか。日弁連というのは、人権擁護と言ってしまえば、会員のためにならない活動をする組織なのか。」

大川副会長 「先ほども説明申し上げたと思うが、死刑問題というのは、これは重要な人権問題、法律問題である。弁護士法第1条の趣旨から、法律家団体として日弁連が法律制度の改善について建議していくという重要な活動である。全然功を奏していないじゃないかというような意見もあったが、私も4月から担当していて、国会議員のところを回ったりとか、勉強会に出たりとか、いろいろな活動に参加している。

先ほど第4回理事会内本部で各会から意見が相次いだということを申し述べたが、その活動は、少しずつではあるが、着実に前進しているのではないかと担当副会長として実感している。

この問題、いろいろな方のいろいろな意見があることは承知しているが、この死刑問題は、人の命の尊さ、誤判・冤罪の可能性、そういうことから廃止していかなければならぬんだということが、日弁連の基本的な方針だということについて理解いただきたいと考えている。

世論については、先ほど説明申し上げたとおりであり、圧倒的に死刑廃止反対が多いということではないと分析している。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

中村会員（第一東京） 「反対の立場から意見を申し上げます。先ほど、執行部の方から丁寧な説明を頂き、その中で、2020年もまだあと3か月か4か月あるから、まだまだ諦めずに廃止に向けて頑張ってもらいたいという話もあり、極めて非現実的というか、無謀な決意表明をお聞きし、ますますこの予算についての正当性に対する疑問を強くした次第である。

また、この死刑については、長らく強制加入団体において死刑の存廃という、人の人生観や死生観に関わる問題を定めることができるのかという問題、今日はあまり深く議論されていないかもしれないが、この問題も依然残っている。

そのような観点から、私はこの議案については反対をするとともに、修正動議を提出したいと思っている。この死刑廃止実現本部に関して計上されている2,800万円の予算をゼロ円にして、それに伴って各種費目を連動して計算をするという内容である。よろしくお願ひしたい。」

大川副会長 「先ほど来、説明申し上げているとおり、この死刑廃止に向けた活動というのは、日弁連の重要な活動であると考えている。

確かに、この死刑の問題については、いろいろな御意見があることは私どもも承知しているが、予算をゼロにせよというのは、とりもなおさず活動をやめてしまえということになる。いろいろ日弁連の中でも意見の対立があるが、その中でしっかりそれぞれ活動をしていくということが、非常に大事だと考えている。予算をゼロにするという修正案については、到底承認できない。修正動議は否決されるべきであると考えてる。」

議長 「執行部の意見を伺ったので、ただ今の中村会員の修正案については、議事規程第14条第1項の修正案として扱う。

修正案の提出には、出席会員50人以上の賛成が必要である。死刑廃止実現本部の2,800万円をゼロにして、そのゼロにした金額について、計算上修正が必要になる他の部分については、金額が合うように修正するという修正案の提出に賛成の挙手を求める。」

議長は、修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

及川会員（千葉県） 「先ほど、法曹人口検証本部について質問をした。丁寧な回答感謝申し上げます。端的にまとめるので、違っていけば指摘いただきたい。

共同で声明を出された会については、その会の最新の声明をまとめた会長に委員として入っていただきたいということで、地方会からの推薦は受けない、地方会の委員を選任できないままに開催することがあっても理事会にフィードバックする、議事録の閲覧・謄写については、検証本部での議論を直ちに理事会に反映させるので、正式なものは作成しない、傍聴については明言していないが、議事録についてそのようなことであれば傍聴も認めないということと理解した。こういう回答でよろしいか。」

岡田副会長 「議事録について作成をしないと申し上げたのではなくて、正式な議事録は時間がかかるので、もっと早い段階で議論内容を共有できるようにしたいということで、より簡便なものでも早めに出したいと申し上げた。

傍聴については、委員会ごとにその場で決めていただくことであるので、委員会で決めていただくということを考えている。議事録についても、傍聴についても、本来委員会ごとに、委員会の委員長以下、そこで決めていただくことなので、ここでこうだ、ああだと申し上げるつもりはない。そういう趣旨であり、しないとかそういうことをお答えしたつもりはない。」

及川会員（千葉県） 「端的にまとめていただきたいが、議事録については、簡易なものを作成するかもしれない、傍聴については、委員会に委ねるので分からないということでもよろしいか。そういうことを前提で、荒会長、仙台から選出されて、地方会の意見を大事にされると思っていた。会長選挙の間も地方会の意見を大事にする、私は、地方会から出るんだと。この検証についても地方会の推薦を大事にするんだとおっしゃっていた。私は、この耳で聞いている。がっかりした。率直に申し上げる。

このまま進められるのだったら、公約破りの独裁者と言われかねないのではないかと懸念をしている。是非考え直していただきたい。以上である。」

芦田会員（東京） 「総会の運営方法について、来年できればオンライン、あるいは書面投票等によって議決権の行使の機会を是非確保していただきたい。

コロナの関係で、来年も同じような形でやはり全員が集まってというのはなかなか難しい状況は変わらないと思われるし、そのような中で弁護士会館を使えば、各地方会のテレビ会議システム等をつなげば、地方にいなながらも参加できやすい仕組みになると思う。

それにもかかわらず、外部の会場でホテル等を借りてやってしまうと、そういった既存の施設が使えず、実際に集まるしかないという形になってしまい、議決権の行使の機会を奪うということになりかねない。

そのような観点から、来年についても弁護士会館、これは別に東京に限らずどこでもか

まわらないが、弁護士会館でやってホテルの会場費を浮かすということをお考えになっていないかどうか確認をしたい。お考えになっていないようであれば、先ほどの説明を踏まえて、ホテル会場費として、大体500万円ぐらいの予算を見込んでいると考えて、そのうち3か月分ということなので、125万円について、総会運営費から削減するという修正動議を出したい。」

議長 「今討論のところなので、確認とあったが芦田会員の意見として承り、修正案について諮りたいと思うが、修正案については、暫定予算のどこを修正するのか。」

芦田会員（東京） 「総会費のところである。うち120万円をホテルの借り代とみなして削減する。浮いた120万円については、全体としては浮いたままにする形で、所要の調整を科目間で行っていただき、暫定予算として成立させるということで、修正をお願いしたい。」

議長 「総会費支出から各月120万円分を削除して、その分はそのままにしておく、そういう修正案でよろしいか。」

芦田会員（東京） 「合計で120万なので、各月40万円ずつ削減という形になるかと思う。」

議長 「全体から120万円分を削除して、削除した金額はそのままにして、全体額を下げると、そういう修正案ということではよろしいか。」

芦田会員（東京） 「結構である。」

議長 「芦田会員の修正案について、執行部の御意見を伺いたい。」

寺前副会長 「執行部としては、修正の必要はなく、速やかに退けられるべきだと考える。」

議長は、修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第2号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

〔第4号議案〕 綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任を理事会に一任する件

議長は、第4号議案「綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任を理事会に一任する件」を議題に供した。

冨田副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任をお諮りする件を提案する。綱紀委員会及び綱紀審査会の委員の任期は、いずれも2年となっている。2021年3月31日に、綱紀委員会の弁護士等学識経験のある者である委員の半数13名及び綱紀審査会の委員11名のうち5名の任期が満了する。ついては、2021年3月31日に任期が満了する綱紀委員会の弁護士等学識経験のある者である委員の半数13名、綱紀審査会委員11名のうち5名の後任の選任について、今後開催される理事会に一任し、その選任をもって本定期総会における選任とすること、任期中に欠けた委員の補充選任についても、同様に理事会に一任することを提案する。

その後、議長から質疑及び討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第4号議案は賛成多数により可決された。

〔第5号議案〕 第72回定期総会開催地を広島県に決定する件

議長は、第5号議案「第72回定期総会開催地を広島県に決定する件」を議題に供した。

船木孝和副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

日弁連の第1回の定期総会は、広島で昭和25年に行われた。これは原爆で廃墟と化した広島復興を支援する趣旨で開催されたものである。

その後、東京と七つのブロックの地方と交互に定期総会を開催するというのが慣例として行われるようになった。中国地方は、14年に1回開催をしている。

会則第37条は、日弁連の定期総会の開催地について、前年の定期総会において、あらかじめ指定された地において開催すると定めている。来年は、中国地方で開催する順番であり、事前に中国弁連に開催地選定を依頼したところ、広島との回答があった。14年前は岡山で開催されたもので、広島での開催は約30年ぶりということになる。

そこで会則及び慣例に基づいて、来年の第72回定期総会を広島県で開催することの決定について提案する。

なお、来年の新型コロナウイルスの感染状況がどのようになっているのかは、予測不可能な状態である。

広島弁護士会においては、来年の大会に向けて準備が始まっているが、今後の状況の推移に応じて臨機応変に対応をお願いすることになるものと考えている。本総会は、緊急事態の下で様々な工夫と皆様の協力によって開催することができた。

次年度は、広島という地方での定期総会の開催であり、本年度と同様な対応ができるというわけではない。執行部としては、総会会場に集まること自体が困難な場合の対策について、今後の運用を見据えて、本年度中に会則改正も含めた検討が必要であると考えている。

このように、来年度の開催については、課題を抱えた状態であることを御理解いただいた上で、第5号議案の御審議をお願いしたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

芦田会員（東京） 「広島を開催地に選ばれた理由は、いろいろと述べられていた。コロナの関係でお伺いしたいのだが、来年どうなっているか分からないという発言もあり、万が一開催予定日に広島で開催することができなかったということになった場合にも、広島で開催をするために期日を変更するのか、それともその場合は、東京等他の場所で、実際にこういう形での会議ができやすいところに変えるのか、変更する場合はどうやって手続をとられるのか。

二つ目、先ほど、実際に集まって議論することが大切だと感じている会員が多いという発言があったが、広島が本当に多くの会員が集まりやすい場所なのかということを確認していただきたい。

先ほど、ちょっと調べたところ、広島空港に就航している飛行機は、東京、札幌、仙台、那覇、これだけである。それ以外は、東京を経由して行かざるを得ないという状況の中で、果たして多くの地方会員が本当に参加しやすい場所が広島なのかという問題があるかと思う。東京にせずに、広島を選んだ理由をもう少し述べていただきたい。なぜ、地方開催をあえてしなければいけないのか。

あくまでも総会というのは、会員の議決権行使を第一に考えるべきであって、多くの会員が参加して議決権を行使しやすい場所、別に集まる必要はなく、オンライン、書面投票もやればよいと思うが、それらが無い中で実際に多くの会員が集まりやすい場所となると、やはり東京、あるいは大阪となろうかと思うが、東京、大阪を外して広島を選定する理由を述べていただきたい。」

船木副会長 「説明申し上げたように、日弁連として、地方の会場で定期的開催をすることによって、つながりを作るということが大きな目的だと思っている。

地方とのコミュニケーションを十分図るという姿勢の表れだと思っている。確かに、皆

が集まって意見を発言しやすい環境づくりも大切であることは間違いない。

ただ、そういう意味で地方が不便であるからといって、そこで開催しないという姿勢は、日弁連は今まではとっていなかったと私は理解している。広島においては、来年どのよう
に開催していくか、例えば新型コロナウイルスの感染状況が、今後どうなっていくのかに
よって、いろいろなことを考えなければいけないと思っている。

その際に、会則等どこが問題になるのか、どういう点を変更する必要があるのか、そう
いう点をこれから準備をして議論をしまいたいと思っている。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣
した。

芦田会員（東京） 「回答があったが、やはり広島で、あるいは地方で開催するメリッ
トは全く感じられないので、東京で開催していただきたい。したがって、修正動議を出さ
せていただく。広島とあるところを東京霞が関と開催地を指定したい。」

議長は、執行部に議案の修正の意思を確認した。

船木副会長 「先ほど申し述べたとおり、今までの慣例を変更するべきではないと考
えている。」

議長が、修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得
られなかったため、動議は成立しなかった。

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣
した。

第5号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

**[第6号議案] 宣言・決議の件「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う法的課題や人
権問題に積極的に取り組む宣言（案）」**

議長は、第6号議案「宣言・決議の件」として、「新型コロナウイルス感染症の拡大に
伴う法的課題や人権問題に積極的に取り組む宣言（案）」を議題に供した。

白浜徹朗副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う種々の問題に対し、日弁連としてどう臨むか
ということにつき、宣言したいというものである。

会員の皆様も、今年は新型コロナウイルス感染症による問題への対処に忙殺されたことと思う。我々日弁連執行部としても、就任直後から新型コロナウイルス感染症対策に追われて、弁護士会館が事実上閉鎖に近い状態となる中、先例もない中でのかじ取りを強いられることとなった。この感染症の拡大とそれに伴う社会の自粛的な風潮は、様々な人権問題を発生させているし、経済活動の抑制に伴って、企業の倒産や労働問題、賃料が払えない企業や借家人などの深刻な問題を招来している。

これらの問題の解決は、我々弁護士の本来的な責務である。また、この責務を果たすために弁護士事務所や弁護士会が機能を維持していくことも必要であるし、裁判所にも仕事をしていただかなければならない。

日弁連は、感染症の蔓延を災害と位置付けており、我々本年度執行部としても、4月にCOVID-19対策本部を立ち上げて、この本部に所属していただいた委員を中心として、新型コロナウイルス感染症の拡大の問題を災害として捉えて、取組を行った。

この総会では、二つのことにつき宣言することを提案させていただく。一つ目は、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応して、種々の法的問題や人権問題の解決に、我々弁護士が取り組むとともに、積極的な施策提言をしていこうというものである。

二つ目は、これらの活動を行うためにも、我々弁護士や法律事務所がその機能を維持するために、日弁連としても努力するとともに、裁判所など関係機関と協議・連携して、適正かつ迅速な司法サービスを提供して、市民のための司法アクセスが確保・維持されるように尽力するというものである。

提案理由については、少し長くなるので簡単に補足する。4月以降、弁護士会館が使いにくい状態にはなったが、日弁連ではメーリングリストやウェブ会議などを使って、活発な委員会活動を復活させた。

委員会から提案されたことを踏まえて発した会長声明としては、新型コロナウイルス感染症の関係だけでも、刑事裁判の期日延期に関する会長声明を始めとして、12となった。この間、この新型コロナウイルス感染症の問題だけではなく、日弁連執行部としては、検察庁法改正問題などにも取り組んだ。また、感染症拡大を予防するために、業務を縮小せざるを得なかった弁護士会も発生したわけであるが、東京弁護士会や第一東京弁護士会、大阪弁護士会、仙台弁護士会の御協力を得て、新型コロナウイルス感染症に関する法的な相談を全国統一ダイヤル番号にて、日弁連で一括して受け付けて、相談希望者の最寄りの弁護士会等へ配てんする相談事業も行った。

また、事業者に対する相談を受け付けているひまわりほっとダイヤルについては、4月早々に新型コロナウイルス感染症問題について全国一律に無料相談として実施するなど、各地の弁護士会と一緒に市民及び事業者の相談ニーズに対応する取組も行った。

弁護士が日常に関わっている裁判については、期日が一斉に取り消されるなどの問題も生じたが、各地で裁判所と協議をしていただくとともに、我々執行部としても最高裁との協議を重ねて、またその内容を各弁護士会にお伝えするなどして、裁判の再開と正常化に取り組んだ。

これらの対応の中で、我々が経験したことは、今後同じような感染症蔓延の事態が生じたとき生かさねばならないし、他の大きな災害への対応としても教訓となるべきものがある。

と思う。このため、我々2020年度日弁連執行部としては、この総会宣言案を提案することにしたものである。

なお、お手元の議案書の宣言案の日付が2020年の7月31日と記載されているけれども、本日の御審議となったので、日付は9月4日に改めさせていただく。よろしく御審議いただくようお願い申し上げます。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

三輪記子会員（第一東京） 「質問が三つある。今年6月12日に、野党立国社共同会派が新型コロナ特措法案を衆議院に提出した。この法案は、法テラスの範囲を拡大し、多くの会員の売上げを減らす効果があると考えられる。この法案提出前に、執行部が各政党を訪れていたということが、各政党のホームページ等から明らかである。

一部では、日弁連執行部が各政党に対してペーパーを示したという情報もあるが、これまで理事者会の議事録等からはそのペーパーの内容が明らかにされていないし、そのペーパーを見たということも、理事者会議からは分からない。そこで、執行部が各政党に示したとされるペーパーを概要ではなく、ペーパーそのものの内容を明らかにしていただきたい。

質問二つ目である。私たちは執行部が会員の意見を集約することなく、各政党に対して、会員の利益に直結するようなロビー活動をしたことを問題視し、執行部に対する公開質問状を出すこととした。そのきっかけは、先ほど申し上げた6月12日の立国社共同会派が、法テラス特措法案を衆議院に提出したという報道に接したためである。

その後、賛同者を募り、800人以上の賛同者を得た上で、執行部のやり方というか、そういうことに対して公開質問状を出した。その公開質問状を出したのは、7月13日である。それに対して7月27日に回答があったが、執行部の回答は、私たちが公開質問状を出す前の「会員の皆様へ」に書いたとおりであるという非常に不誠実なものだったと思う。

そこで質問は、このように多数の、800人といったら多くの会の人数を上回る人数である。こういう人の公開質問状という質問に対して、事後的に執行部は、このロビー活動を正当化するために、どのような手続をするべきだと考えていらっしゃるのか。そこを明らかにしていただきたい。

三つ目の質問はちょっと個人的な質問である。この6月12日に立国社共同会派が法テラス特措法案を出したことをきっかけとして、私が6月14日に立憲民主党の打越さく良先生とツイッター上でやり取りをした。そこで私は、打越先生と面識はなかったが、何か質問があれば来てくださいと言われたので、複数の先生と一緒に打越先生と面談をした。

その後、先ほど申し上げた賛同者募集は6月23日のことであるが、その3日前、6月20日の段階で執行部のある先生から、軽々な活動は慎んでくださいというタイトルでダイレクトメールを頂戴した。身内から、後ろから刺されるようなことをされるとは思わなかった、残念です、で終わる長いメールであった。

それに対して私は、ただ、話し合いをするべきだと考えています、と返信をした。そう

したところ、あなたがやっていることは中傷メールの拡散と変わらないことだと思っ
ていますとか、立憲民主党や国民民主党との関係も同様にじわじわ築いてきたものが、あなた
方の行動でかなり崩されたように思えてなりません、反省されることはないと考えてい
るものと理解しましたので、残念に思います、老婆心ながら、信頼は一瞬で崩れるとい
うことには気を付けられたほうが良いと思います、という返信を頂いた。

このように、私が個人として執行部の動きに反対の意思表示をする場合に、執行部の先
生に直接かつ内密にお話をするということを想定されていらっしゃるのか。何か意見を表
明する場合に、公に賛同者を募って意見の表明をすることは許されないことだと考えてい
らっしゃるのか。このように、会員の意見の表明を内密に封じるようなことを執行部は許
容されるのか。ここを明らかにしていただきたいと思う。以上である。」

鎌田健司副会長 「副会長の鎌田から回答する。3点あった。1点目、執行部が各政党
に示したとされるペーパーの内容ということである。これについては、新型コロナウイルス
感染症に関連する法的課題に対応するための労働相談、それから賃料問題ADRの設置、
雇用調整助成金の審査、あるいは支給業務への弁護士派遣等々の検討施策が記載されたも
のである。

また、未曾有の大災害であった東日本大震災の際、被災者救済のために制定された特例
法を今回の事態でも国民救済のために応用できないかというアイデアも記載させていた
でいる。こちらのペーパーについては、6月の理事会において併せて開催されたCOV
ID-19対策本部において、資料として配布はさせていただいている。

2点目の執行部の各政党に対するロビー活動について、会内で事後的に検証する方法に
ついて、御質問があった。こちらについてであるが、6月と7月の理事会で併せて開催さ
れたCOV ID-19対策本部において、理事の先生方に対して、執行部から説明はさせ
ていただき、様々な御質問、御意見を頂き、十分に回答をさせていただいたと思っ
ている。

また、御指摘があった公開質問状については、執行部として必要かつ十分な回答をし
たと理解している。

それから、3点目に執行部のロビー活動について、一般の会員の方が反対の意見を述
べる場合の方法について、御質問があったが、執行部としては、広く会員の皆様の御意見
は十分伺いたいと思っ
ているが、通常であれば理事会あるいは委員会等を通じて、そういった御意見を頂戴す
ることが多いかと思っ
ている。理事でない、委員会に所属していないとい
う方もおられるかと思
うが、そういった理事、委員を通じた御意見をどんどんお寄せい
ただき、執行部の会務運営に十分反映させていきたいと考えている。以上である。」

船澤弘行会員（千葉県） 「副会長の説明を聞き、6号議案の精神については、そのと
おりだなと思っ
たところである。今回の未曾有の事態に対して苦しんでいる個人、そして
事業者を助けたいという思いは、この会場に集った弁護士全てが共有できる思いだと思
う。ただ、私からは2点質問がある。

まず1点目、各弁護士が被災者としての位置付けがあるかどうかについて、お伺いする。
7月10日付け「会員の皆様へ」（2）では、全会員宛てウェブアンケートの回答を踏ま

え、新型コロナウイルス感染症の蔓延が弁護士業務にも厳しい影響を与えていることが窺えるとあった。実際、今回の事態は、北海道から沖縄まで全国4万2,000人以上の弁護士が関わる、そして新型コロナに起因する被災者であるとも言えると思う。そして、例えば4月、5月などは、依頼者の方は事務所に来ることができない。そして、裁判所も止まっているということで、着手金、報酬、その他実際に収入が大幅に減少した弁護士が多かったと思う。

その点で、今回の6号議案では、弁護士の事業継続という点には触れられているが、被災者であるとか、そういった点では明確ではないかと思う。6号議案では、弁護士の置かれた苦境を踏まえた起案がなされているのか。

2点目、法テラス利用要件緩和の動きに関してである。同様に、7月10日付け「会員の皆様へ」(2)では、各政党に照会した法テラス利用要件緩和等のアイデアは、過去の日弁連の宣言・決議や会長声明と整合すると述べておられる。そして、この6号議案では、有用な政策提言を積極的に行うとあるが、今回6号議案が決議された場合は、法テラス利用要件緩和を各政党に提案した活動の正当化根拠に使われるのか。無関係であるのか。お答えいただきたい。」

鎌田副会長 「2点御質問があった。1点目、今回の決議において、各弁護士がこのコロナ禍の中で非常に苦しい状況にあると、そういった被災者という位置付けをしているのか、それを踏まえているのかといった御質問かと思う。

4月に会員アンケートを行わせていただき、これに対する回答結果は、日弁連の会員サイトに掲載させていただいた。このアンケートの回答においても、事務所経営が苦しくなっているという会員の声が寄せられており、執行部としてもそういった状況については理解している。

ただ、宣言案にも記載させていただいたとおり、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする我々弁護士は、かかる状況の下においてこそ、その使命を果たさなければならず、これらの法的課題や人権問題に適時的確に対処することが一層求められており、そのために各弁護士、法律事務所が業務を持続させるとともに、弁護士会、法律相談センターを始めとする業務を機能させる必要があると、こういった認識の下でこの宣言案は提案させていただいている。

会員の苦しい状況に理解はしながらも、弁護士の使命の下でこういった宣言案を出させていただいて、皆さんで宣言案について、是非賛同いただきたいと考えている。

2点目、この宣言案に賛同した場合、6号議案が決議された場合に、法テラスの利用要件緩和について、各政党に提案した活動、これの正当化の根拠とされるのではないかという質問であった。これについては、今回、宣言案の中で言えば、提案理由の中で連携すべき関連機関ということで、日本司法支援センターが記載されているということである。ただ、これは新型コロナウイルス感染症拡大の中、司法サービスの提供を継続するためには、弁護士、弁護士会だけでなく、いろいろな関係機関との連携が必要であるところ、その関係機関の一つとして、法テラスも当然に含まれるということ述べているだけであって、特定の法案についての賛否と全く関係はないので、その点は御理解いただくようお願いした

い。」

白井晶子会員（第二東京） 「先ほど来出ている法テラス特措法案、それからまた議員連盟が法務大臣に提出した要望書で、コロナに関連した事案については、法テラスの資力要件に該当しない場合でも、広く法テラスが利用できるとされている。また、従来は利用できなかった中小企業も法テラスが利用できるとされている。非常に広い範囲の案件がこれに対応することになるかと思う。法テラスの対象事案については、弁護士は御存じのとおり、弁護士職務基本規程上、それを指摘しなければならないので、非常に広い範囲の業務が法テラスの対象案件となると、弁護士は広い範囲にわたって事実上、法テラス基準での受任が強制される結果になるかと思う。

「会員の皆様へ」のお答えでは、このアイデアは、日弁連執行部、各政党を回ってアイデア出ししたということであるが、一方で、荒会長の選挙時の公約に、法テラスの報酬基準の見直し、増額と捉えたけれども、入っていたかと思う。従来であれば、法テラス基準以外で、それ以上で受任できた事件も、法テラス基準で事実上受けざるを得なくなる結果を招来することは、この公約に反するものではないか。これをまずお答えいただきたいと思う。」

鎌田副会長 「こちらの提案については、先ほども御説明を申し上げたが、未曾有の事態であることを踏まえ、東日本大震災の際の被災者救済のために制定された特例法を今回の事態でも国民の救済のために応用できないかと考え、一つのアイデアとして各政党に紹介したということである。荒会長の選挙当時の公約というお話もあった。それについて、承知はしているが、それと何か齟齬するというわけではないと理解している。」

白井会員（第二東京） 「私は相当齟齬すると思っていたのだけれども、齟齬しないという執行部の認識を聞いて、ちょっと驚いている。

二つ、三つ目の質問に入らせていただく。法テラスの利用拡大を各政党に提案するに当たって、同時に法テラスの弾力的な償還免除を得ることもアイデア出しをしたというように理事者会の議事を拝見すると、記載されているが、その法テラスの弾力的な償還免除を得るということと、報酬基準の増額は関係があるのか。どのように関係するのか。」

鎌田副会長 「今回、アイデアとして紹介させていただいたものについて、今御指摘の弾力的な償還免除という点は、指摘させていただいた。というのは、御承知のとおり、法テラスの報酬基準は、償還制がとられている。そのため、報酬基準が上がるということになると、そのままその負担は依頼者に転嫁されてしまう。

そのため報酬基準を見直していくというためには、その償還の免除がなるべくなされるようにしていく必要があるのではないかとということで、執行部としては、償還免除ができるだけ拡充されるように、従来から取り組んできたところであって、今回の法案においても、その点を重要な点として、政党に対しては述べさせていただいている。」

白井会員（第二東京） 「今、報酬増額につなげるために弾力的な償還免除を重要な点として各政党に要望したと、それと併せて法テラス要件緩和についても、アイデア出しされたことかと思いましたが、理解したけれども、ただ、法テラステ措法案を見ると、弾力的な償還免除というところは落ちている。そうすると、法テラス利用要件緩和だけが採用されて、要するに弁護士の負担だけ増加して、一方では、弁護士の負担軽減につながる償還免除については、採用されていない。そうすると、日弁連の要望としては、これは一方的に負担だけ負わされてしまうことになるので、到底飲めないということになるのかと思うのだけれども、そのように各政党に今後は働きかけるのか。それが一つ。

それから、法テラスの弾力的な償還免除が得られた場合、それは一方では国の負担増加につながるようになるから、増額ではなくて、一層弁護士報酬が厳しく抑えられる可能性もあると思う。そうしないためには、弾力的な償還免除を求める趣旨は、報酬の増額を求めるためであるということを確認しながら要望しないと、単に償還免除が認められる範囲が広がって、報酬の増額はされなかったという結果も十分考えられるところだが、各政党に説明する際には、弾力的な償還免除を求める趣旨は、報酬増額を求めるためだと、そういう趣旨であるということをごきちんと言明しているか。

あと2点ある。会員に重大な影響を及ぼすロビー活動について、先ほど、事後的な検証については質問があったけれども、そもそも法テラスの利用範囲を大きく拡大するもの、しかも会員の経営が非常に厳しくなっているという認識がある中で、このような活動をするということは、非常に会員の負担を増すということを知りながら行っているわけであるけれども、これについて、会員多数、800名を超える会員で質問状を送らせていただいたところ、「会員の皆様へ」というメッセージで、これまでの決議と整合する災害時の活動だから許されるという趣旨の回答を頂いたと思う。

そうすると、過去に災害時の活動を決議した場合は、今後は災害の規模、範囲、緊急性、又は会員の負担が異なっても、また、過去の会員と現在の会員は違うわけだが、それが異なっても、過去の決議があれば、特に会員の意見を聴くことなく、新たなロビー活動を行っても構わないと考えておられるということか。

最後の1点である。アイデア出しをされたということの意味についてであるが、法テラステ措法案について、執行部はアイデア出しをしたにすぎないというような回答をされているが、6月に行われた第3回理事会でも執行部は法テラスの資力要件緩和について、法テラスや法務省と協議も行ったと述べられている。そうすると、アイデアというよりは、実現可能性を関係諸機関と協議をした上で、積極的に要望したのではないかと思われる。執行部はアイデア出しと言っているが、アイデア出しと要望は違うのか。違うとするとどこが違うのか。以上、お答えいただきたい。」

鎌田副会長 「決議案との関連性が定かではなくなってきたのはいるが、まず、法案については、現在継続審議の扱いとなっており、今後その動向については慎重に見極めて、その状況が現実化してきたときには、関連委員会、理事会での意見を踏まえて対応してまいりたいと考えている。

弾力的な償還免除について、政党に説明をしたのかという点であるが、そちらはその政

党への説明の際に、しっかり説明はさせていただいている。

それから、従前の決議を踏まえたものであれば、どういった活動でも許されるのかという質問だったかと思うが、もちろん従前の決議、声明等を踏まえつつも、その現状の変更等があれば、そういったものも踏まえて対応はしていかなければならないし、今後もそのように活動してまいりたいと考えている。

白浜副会長 「この点、アイデアというのは、政党との交渉なので、非常に簡単なものしか出していない。法テラスとの協議に当たっては、償還の義務の免除の問題とか、そういった具体的な問題事例について、細かく協議はしている。」

白井会員（第二東京） 「答えに対しての関連質問をさせていただきたいが、よろしいか。各政党に対して、弾力的な償還免除を求める趣旨は、報酬基準の増額であると、説明したという回答だったということによろしいか。それが1点。

それから、要望ではないとお答えだったかと思うが、一方で、理事会の議事録を見ると、執行部の方が、短期間で勝負しなければならない事情があることは御理解いただきたいと発言していて、勝負にいていたわけである。

それから、質問状の発起人の一人に対して、執行部の方から来たメールには、与野党問わず国会議員に頭を下げて、法テラス予算拡充に働いているとメールが来て、自粛しろというようなメールが来ているわけであるけれども、アイデア出しではなくて、非常に積極的に働きかけていたのではないかと思うのだが、それでも要望ではないということなのか。」

白浜副会長 「先ほどの質問は、アイデア出しをしたという話と、法テラスや法務省との協議の中で要望したという話の違いを指摘されたと思ったので、その違いを説明した。アイデア出しの際に要望していないとは言っていない。」

白井会員（第二東京） 「では、要望されたということか。」

白浜副会長 「このコロナの問題に関してはいろんな問題が起こってきているので、法テラス関係の予算の増額等は要望している。」

白井会員（第二東京） 「もう1点、先ほどの質問についてはどうか。」

鎌田副会長 「弾力的な償還免除説明の際に、報酬増ということを出したかということだが、端的にそういった言い方はもちろんしてはいない。やはり弾力的な償還免除は、将来的なそういった報酬基準の見直し等につながるものと考えて我々としては説明してまいったということである。」

白井会員（第二東京） 「では趣旨が正当に伝わっていないという可能性も十分あると

いうことではないか。」

望月宣武会員（東京） 「第1点に、私を含むこれまでの質問者の中の数名で法テラス特措法に関する情報公開を求める会員有志818名の連名で、日弁連執行部、荒会長に対し、2回の質問状を提出した。その中で、理事会のCOVID-19対策本部において、執行部の考えを正しく理解してもらい、また、ガバナンスの観点からも立憲民主党等の野党、各政党に対して提出した書面については、全て開示されるべきであると考えている。9月2日付けの荒会長からの回答書において、執行部が各政党に提出した資料についても、対策本部全体会議で配布いたしております、との回答があった。

この点、私が立憲民主党から開示を受けたペーパーの中には、今回の法案について、資力要件を問わず、個人のみならず、中小企業も法テラスの利用可能になるということの要望が含まれた内容が含まれていたが、このペーパーについても、これらの会議において、正しく開示されているのか、念のため、回答との整合性について、確認させていただきたい。

2点目、野党共同会派の法案について、執行部の賛否の立場を明確にさせていただきたい。

3点目、提案ではないということの答弁を繰り返しているが、政党もそのように受け止めているとお考えか。政党においては、要望があったと受け止めていないはずであると認識している理由があるならば教えていただきたい。

4点目、仮にそのように政党が受け止めているはずだという答弁を繰り返していると、せっかく執行部の要望を受け入れて、政党がそれを法案として出していただいたのにもかかわらず、その政党からしてみれば、梯子を下ろされたという感覚にならないか。今後の政党との信頼関係について、大変な心配が生じるが、それに対してどのように御認識か。以上である。」

鎌田副会長 「立憲民主党に提出したペーパーについては、理事会内のCOVID-19対策本部全体会議において示した資料が基本的なものにはなるが、また、それと別に説明的なものを立憲民主党の方に求められて提出したことがある。

その中であつた扶助について、中小企業についても適用していくという内容があつたということであるが、それは扶助ということではなく、総合法律支援法第30条第2項の委託援助事業で、中小企業庁から法テラスに対して委託をするスキームとして紹介したものである。

3点目、政党の方が要望と受け止めたのかどうかということであるが、政党の受け止めについては、こちらで答えることは難しいと考えている。

賛否について、政党で出した法案ということであるので、現時点で、これについて意見を申し上げるのは控えたいが、ただ、我々が政党に説明した前提としては、先ほども申し上げた償還免除の弾力的な運用、また、法テラスの人的・物的体制の拡充といった点を重要な点として指摘していた。その点が入っていないということであるので、我々が説明をさせていただいたものとは、そこが違ったという認識は持っている。」

白浜副会長 「5月ぐらいの政党等への要望であるけれども、これは法テラスの現状に関して、償還義務の免除等も増えていて、非常に厳しい状況があり、それから各弁護士会等へもいろんな相談が来ていて、大変国民が困窮している状態があるので、法テラスの予算の拡充等をメインに置いたものであって、そのアイデアの一つとしてこの東日本大震災の特例法も拡大があり得るのではないかと、その辺りの提案をさせていただいているが、今現状として法テラスの予算状況が非常に厳しい。これを拡充していただかないと、大変なことになるということをメインにお話をしている。いろんなアイデア出しもしたけれど、それは一つ、アイデアとして示したものである。

したがって、そういった政党に対して、我々がどう思っているかということは、十分に伝わっていると思うし、細かな法案の内容が違っていたということに関して、またこの修正をお願いしたいということを申し上げていくのは、どんどんやっていきたいと思っているし、それによって、政党との関係が崩れるとは思っていない。」

望月会員（東京） 「関連して簡潔に1点だけ再質問させていただきたい。1点目に関連して先ほど、全ての資料を開示したわけではないというふうを受け止めた。9月2日付けの会長の回答の資料を配布しているという内容と明らかに矛盾するものだと考える。執行部がアイデアとしてどのようなものをお持ちだったかということについて、正確に対策本部及び理事会に理解してもらうためにも、全ての立憲民主党に提出した資料、書面を今後の理事会ないし対策本部会議において、提出していただくことをお約束いただけないか。」

白浜副会長 「検討させていただく。」

白井会員（第二東京） 「先ほど、白浜先生が、法テラスの予算の拡充がどうしても必要だったということをおっしゃられた。法テラス、予算が足りないのは、確かに大変なことかと思うけれども、一方で、法テラスの利用枠を拡大すると、余計予算が足りなくなるのではないかと思う。どういう関係にあるのか。」

白浜副会長 「法テラスの予算は、償還金が重要な収入になっている。償還金についても、免除申請は3月の段階でかなり出ていたので、予算が逼迫するのは目に見えたところであったので、その点は、丁寧に各政党にも説明させてもらっている。

そうすると、収入のうちの一つの償還が減ることになると、全体的な予算がなくなって、3月の段階で法テラスの実行予算がなくなってしまうということも十分考えられたので、そういうことがないように予算の拡充、それから人的な問題でも非常に人員が限定されていて、これでは到底対応できないだろうということで、人的な面の予算の拡充等もお願いしているところである。

白井会員（第二東京） 「法テラスの予算が足りないということを質問しているわけではなくて、法テラスの予算が足りないと言いながら、法テラスの利用枠を拡大することを

働きかけていたのはどうしてかという質問である。」

白浜副会長 「生活困窮者が急激に増えているということが、かなり窺える情勢はあったので、法テラスを利用される方が増えるだろうと。その限りにおいて、法テラスの予算をやっぱり増やしてもらわないと、希望される人に対する対応ができなくなると。要は、法テラスの予算が全くなかった事態というのは、何度か出現しているわけであるが、そういった事態が招来するのが見えてきているので、その時点では予算を拡大していただきたいということをお願いしたということである。」

白井会員（第二東京） 「お答えいただいている。予算の拡大ではなくて、利用枠の拡大をなぜ要望したのかと。予算が足りない中で利用枠を拡大すれば、余計予算が足りなくなるのではないか。」

白浜副会長 「併せてお願いしている。利用枠の拡大というのは、二つのことを誤解されているかもしれないけれど、中小企業関係では先ほど言ったように、第30条第2項の別途事業をお願いしたということである。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

津久井進会員（兵庫県） 「第6号議案は、新型コロナに対する日弁連の決意を示したものとしては評価をする。先ほど、白浜副会長の趣旨説明の中でも、コロナ禍は災害であるという考えの下で宣言を出すというお話があった。しかし、私はそれを聞いて少し耳を疑った。なぜなら、お手元のこの宣言案、結論も理由の中にもコロナ禍が災害であるという観点は一言も書き込まれていないからである。

私は、現在、災害復興支援委員会の委員長を務めている。私たちは、日弁連の全国弁護士会災害復興の支援に関する規程に基づいて活動をしている。この規程の第2条には、災害の定義がある。地震や津波の他、感染症の蔓延も災害であるとはっきり明記されている。これは前回の新型インフルエンザ禍を教訓に、総会で追加された規定である。

私たちは、このコロナ禍の当初から、この事態は災害だと、だからこそ、人権問題として取り組むべきだと考えていた。そこで、今年の2月には、基本的人権の擁護を軸とする会長談話案を起案をして、日弁連が全力を挙げてコロナ禍から市民を救済すべきだという提案を申し入れた。

しかし、前年度の菊地執行部は、コロナ禍が災害であるという文言は否定をし、また、人権擁護とか、全力という言葉も削除した。そして、全く趣旨不明な会長談話を発している。一度皆様の目で、3月6日付けの会長談話を御覧いただきたいと思う。

ここで、社会に目を向けると、例えば自衛隊は、自衛隊法第83条に基づく災害派遣を行っている。医療の世界でも、災害医療チームのDMATが派遣をされた。また、政府もいろいろ批判されながらも、激甚法に倣った労働者向けの休業支援金給付金を創設したり、

災害救助法に代わる地方創生臨時交付金のメニューの手当てなど、災害の知恵や経験を生かした活動を次々に展開をしている。アメリカを始め、諸外国でも災害対応をする危機管理庁が出動して全面に立って活動している。

しかし、日弁連はどうか。結局、規程に基づく災害対策本部は本日現在設置されていない。単なる情報交換の場に本部という名前を付けて、規程の内容とは異なる平時の対応を続けるのみに見えてならない。もちろん、これまでの災害対応に準じた災害対応もしていない。日弁連のコロナ禍相談に6, 500件の相談が寄せられたと先ほど報告があったが、その中に人権救済を求める例えば差別の対応を救ってほしいという相談が来ていたかどうかさえも、現時点ではっきりしていないという状況である。本日までに発出された数々の会長声明や意見書があるという話もあったが、この中でコロナ禍が災害であると指摘したものは一本もない。

この第6号議案の宣言にも、コロナ禍が災害であるという明記した部分はないということは、今、皆さん、確認いただけたかと思う。副会長がコロナ禍は災害だというふうに今日この場ではっきりとおっしゃっていただいた。そうであれば、今日を機会に方向性をしっかり転換することを明らかにしていただくことを望む。せめて、今日このタイミングで宣言を出すならば、感染症の蔓延、つまり、コロナ禍が災害だということを前提としたことをこの中に明記してしかるべきだと考える。災害復興支援委員会として、本宣言案にしかるべき修正を加えていただきたいという意見である。以上である。」

白浜副会長 「執行部としては、御意見はごもっともというところもあるので、少し時間を頂ければと思う。」

三輪会員（第一東京） 「先ほど、私が三つ質問をさせていただいた。三つ目の質問は、平会員が意見表明する方法について、執行部がどのようにお考えかというものであった。執行部の回答は、意見を言いたい場合には、理事者や委員会を通じて述べるようおっしゃったが、これは受け止めとしては、平会員は意見を言うなというふうにも受け取れるものだったと感じた。

6号議案は、そもそも先ほど、津久井先生からも指摘があったとおり、欠陥があるもので、しかも具体性がなく、お題目だけが、美辞麗句だけが掲げられたものだと感じる。しかし、こういった具体性のない宣言であっても、これが可決されれば、現執行部はいかなるロビー活動もフリーハンドでできるというような見解に立っておられるように受け止められる。

しかし、このようにフリーハンドで、しかも情報公開もせず、平会員に対して言いたいことがあれば、内密に言ってこいというようなダイレクトメールを送ってこられるような方がいらっしゃる場合に、やはり残念ながら信用できるものではないと感じている。

そこで、日弁連のロビー活動、その他事後的な情報公開、そういったことに関して、やはり規則の改正が必要だと考える。そして、例えば検察庁法改正に関しては、一般の市民がツイッター上で声をたくさんあげた。これについては、これは日弁連の考え方と整合するからいい、しかしながら、会員が意見を表明するのは駄目だ。このようなダブルスタン

ダードを日弁連が許容してもいいのか。私は駄目だと思う。

人は生きていてだけで尊厳があるはずである。会員は、どんな理事者と関係があろうとなかろうと、どんな委員会に入っていようと入ってなかろうと、全年会費も払っているし、意見を言ってもよいと私は考える。せめて、日弁連の今の執行部、今後の執行部は、言論の自由と会員の平等、民主主義を大切に作る執行部であってほしいと私は考えている。これを非常に重く受け止めてほしいと考えている。よろしくお願ひしたい。以上である。」

船澤会員（千葉県） 「本来は6号議案、この宣言に反対するものではなかった。内容も素晴らしいものと私は思っていた。ただ、以下の2点の点から反対をせざるを得ないと思っている。まず、内容が素晴らしいとしても、その宣言を出すに当たっては、適正な手続が必要だったと思われる。この宣言に含まれる法テラスとの連携に関して、日弁連執行部は理事会にも関係する委員会、労働、災害、その他の委員会にも問合せはしなかった。また、各弁護士会にも意見照会を行わなかった。東日本大震災のときもこのような状況だったのか。私はまだ弁護士としての経験も浅いものであるから分からないが、そのときは違ったのではないかと思う。

内容が正しいからといって手続を飛ばしてしまっは、まずかったのではないか。いくら緊急事態だからといっても、これだけネットワークが発達して各会員や委員会、そして理事者の意見を聴くことが可能だったのではないか。

そして、内容の点について、先ほど説明では、この6号議案、その宣言が可決されたとしても、今後のロビー活動、そして法テラス特措法との意見関係については、関係がないとおっしゃった。しかし、先ほどの質問に対する答えでも、まだ理事者に出されていない文書がある、ロビー活動で使った文書があると。そして、中には中小企業、範囲はいろいろであるが、資本金3億円以下、300人以下の企業については、中小企業庁の委託援助という形ではあるが、法テラスで利用が可能になる。新型コロナに起因するとなれば、全て中小企業が相談できるという内容もあった。

これは、私などは中小企業の顧問などほとんどないのだが、かなり多くの弁護士にも影響がある内容ではないか。そのような活動とされたこのことについての反省が、本日はいまだないと私は受け止めたので、今回の6号議案が可決したとしても、それら特措法とか、過去、そしてこれからのロビー活動を正当化するものではないとおっしゃっておられるが、少し懸念が残るので反対をする。」

議長 「先ほどの修正意見について執行部で修正ができたか。」

白浜副会長 「執行部としては、新型コロナウイルスの感染拡大は災害と位置付けており、その前提で宣言案を作成している。それは先ほどの説明のとおりである。先ほどの意見は、COVID-19対策本部等でも同様の指摘を受けていたけれども、原案に包摂されていると考えられたということと、理事会承認を既に得ていたところであったので、手続的混乱を避けるために修正しないまま、宣言案として会員に送付させていただいたものである。

御指摘を再度受けたことも踏まえて、その包摂している内容を明確化するという趣旨で、執行部としては字句修正として提案理由の2の(2)の2段目の「当連合会は」の後に「、この事態を災害と位置づけ」と付け加えたい。」

議長 「第6号議案の提案理由の2の(2)2段落目、「当連合会は」の後に「、この事態を災害と位置づけ」を追加する修正と承った。」

白井会員（第二東京） 「先ほどの答弁で、会員が苦境であると認識しており、それにもかかわらず、法テラス利用枠拡大による会員の負担については、市民のサービスがやはり必要であるという答弁であったので、会員の負担については、市民のサービスがあれば、そこは我慢してくださいという回答なのかと思った。

また、私の質問で、政党に報酬基準の増額が目的であることを示さずに、弾力的な償還免除を求めているということが分かったので、それも非常に欺瞞的だと思う。市民のためだと言いながら、弁護士の報酬のためだと意図を隠しているのであれば、政党との本当の信頼は得られないのではないかと思うし、また、会員に対しても非常に欺瞞的で、あたかも増額のために頑張っているかのように見せながら、政党には増額のために頑張っているのだと目的は示していない、市民のために弾力的な償還免除を求めているのだとポーズを取っているのであれば会員にも欺瞞的だと思う。

さらに、法テラスの予算がなく、法テラスの予算の獲得が非常に重要だと言いながら、一層予算が必要になるはずの法テラスの利用枠の拡大を提案していることは全く非合理的でよく分からない。説明になっていない。

結局、執行部は法テラスの利用枠の拡大をあたかも業務拡大のように考えて、政党に働きかけたのではないかと考えざるを得ない。しかし、この法テラス利用枠拡大、決して業務拡大などではなくて、会員に対する負担を押し付けるもので、会員を苦しめるだけである。そのことをよく認識いただきたい。

広範の事件について、法テラス基準で受任を強いられると、それが弁護士の報酬のスタンダードになってしまう。コロナに関連していれば、法テラス受任できるわけで、自民党の要望では、コロナ関連性は緩やかに考えるという要望になっている。そのままいくと、非常に広範な事件で安く弁護士を使えるということになりかねず、これは執行部によるダンプینگじゃないかと感じている。

私たちの質問状に対する回答では、法テラスの特措法案はこれまでの決議と整合するものだから、会内議論を経なくても大丈夫だという趣旨の回答だったと受け止めている。そうすると、今回の6号議案の可決は、法テラス特措法案のロビー活動の根拠にならないということも言えないので、これは正当化根拠に使われるのだらうと、今回の決議も、そういうふうに考えざるを得ない。したがって、6号議案には反対する。」

議長 「先ほど字句修正のところの一つ申し上げるのを忘れたが、執行部から字句修正として説明があった部分については、以後、修正後の内容で討論を続けるので、御了解いただきたい。」

土森俊秀会員（東京） 「本宣言案に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。私は、日弁連中小企業法律支援センターの事務局長を拝命している。その観点から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の現状についてお話しさせていただきます。

御存じのとおり、新型コロナウイルスの感染が拡大していく中で、リーマンショックをはるかに上回る経済活動の停滞に伴い、経営体力の乏しい中小企業や個人事業主は、非常に苦しい状況に追い込まれている。日弁連が全国の弁護士会とともに運営している中小企業等の経営に関する相談窓口であるひまわりほっとダイヤルにも、新型コロナウイルスに関連する相談が多く寄せられている。大幅な売上げの減少による資金繰りや家賃の支払についての相談、下請事業者への取引上のしわ寄せや、従業員への給与の支払についての相談など、多くの中小企業が法律の専門家である弁護士の助言を求めて、ひまわりほっとダイヤルに申込みをしてきている。

新型コロナウイルスの影響が長引く中、今後更に相談が増えていくことが予想される。中小企業白書の統計によれば、日本の全企業数の99.7%は中小企業であり、従業員の約7割が中小企業で雇用されている。中小企業は、日本経済を支える原動力であり、中小企業がその経営者や従業員、その家族、取引先などの全ての関係者の暮らしを支えている。新型コロナウイルスの感染拡大による様々な法的問題に直面して中小企業や個人事業主に対し、弁護士や弁護士会が法的サービスを提供することは、健全かつ持続的な経営を支えることにつながる。そして、それは雇用の維持にもつながり、人権の擁護にもつながっていく。

弁護士は、法の支配が社会の隅々まで行き渡るよう努めるべき使命を担っている。この使命を果たすためにも、日弁連、弁護士会は、現状の法的サービスの提供体制を維持し、更に国や裁判所、中小企業支援に関わる関連団体と連携し、新型コロナウイルスに関連する法的課題に全力で取り組む必要があると考える。

以上により、本宣言案に賛成する。」

及川会員（千葉県） 「この議案に賛成とか反対とかということではないのだけれど、とても気になったので発言させていただきます。今日、若手の弁護士の方からたくさん意見があったと思う。多分、こんなことを言うのは恐縮だが、今まであまり日弁連の総会などには来ていらっしやらないような方もたくさん発言されたのだと思う。私はそれがとても大事なことだと思う。今、若手だけじゃないけれども、日弁連の求心力が弱くなっている。日弁連は要らないと、日弁連は邪魔だと公言される方も増えている。その中で、これだけ若手の方々が発言をされている。真剣に自分の将来を、弁護士と弁護士会の将来を憂いて発言をされている。自分だけのためじゃない。弁護士は人権擁護の担い手だから、その将来も憂いて発言されているはずである。そして、公開質問状を出すということで800人以上の会員を集めて、これを実現された。とても貴重なことだと思っている。

それに対して、日弁連の対応はひどい。今日、執行部から十分に回答したとおっしゃっていたが、回答書を私も見たけれども、1ページにも満たないぺらっと、正に木で鼻をくくったような回答をしている。だからこそ、若手の方々は再度質問しているわけである。

きちんとこういう声に応えるべきであり、真摯に向き合うべきである。そうでなければ、日弁連は衰退していくだけである。こういう声を大事にしていきたい。若手の声、そして反対する声だからこそ、大事にしていきたい。反対する声、これをないがしろにする組織は衰退するだけだと思う。

だから、きちんと対応していただきたい。この議案について、賛成するか、反対するかはまだ迷っている。中身については、先ほど津久井さんの話もあったけれども、そういう懸念がありつつも、賛成すべきかなと思いつつ、でも、たくさん発言された若手の方のことを考えると、反対しなければいけないのかと思ったりもして、こういう悩みがないようにしていきたい。日弁連執行部に言いたかったことはそういうことである。」

武内会員（東京） 「第6号議案には反対する。これまで反対討論をされた方の意見に同調する。そして、なおかつ申し上げたいのは、この議案について、執行部は法テラスとは関係がないんだと、こう説明したが、そういう執行部の説明が正しいか、正しくないか、またそれが真意かどうかは関係なく、今この状況でこの宣言を出せば、それは今特例法を承認し、推進するというふうにし世の中の人を見る。国会議員だってそう見るだろう。関係ないなんていう説明は欺瞞でしかない。

根本問題は、この日本司法支援センター、法テラスという仕組みは、弁護士に安売りを強要する、そして司法アクセスを確保・拡充するという、そういう内容である。もともとのシステムを作ったときから私は反対をし続けている。やはりそうだったかと思う。だから、弁護士を安く使える、その仕組みを拡大すれば、当然弁護士はそれぞれ負担が増える。仕事量は十分にあるにしても、お金が入ってこなければ、それは負担でしかない。そういう形に弁護士を追い込むのは、この司法改革というものの全ての一貫したものの考え方なのである。社会の新自由主義化、紛争が増える。法律は助けてくれない。そういう中で司法制度、裁判というものに皆さん、あとは救いを求めよう。セーフティネットという考えであろう。

しかし、そういうことのために、じゃあ弁護士は何をするかといえば、どんどんアクセスをする機会を増やさない、しかし、お金は出ません。そんな話である。この日本司法支援センターの法律、これは法務省が管轄している。法務省予算で民事法律扶助のお金が出ている。今幾ら出ているか御存じか。一昨年度、統計があるのはそこからであるが、88億円である。しかし、実際に民事法律扶助に日本司法支援センターが出したお金は188億円である。国はそのうち88億円しか出していない。あと100億円、どこから来るのかといえば、償還金である。結局出したお金を弁護士が費用を安くさせられ、そして、償還に回され、それがぐるぐる回るという仕組みである。国がお金を出さなくていいようにするための仕組み。それに弁護士が奉仕させられているわけである。

弁護士だって霞を食って生きているわけではない。経費を払わなくてはいけないし、自分の生活もある。今のコロナ禍の中で弁護士も同じ苦しみを味わっている。そこに更に負担を求めようというのであれば、それこそそのための予算を国が今出すべきである。コロナ対策の費用として10兆円あるなら、そこからお金を出すべきである。その話とセットでなければ、必ずいいとこ取りだけされてしまう。

この20年間執行部は司法改革と称して弁護士も汗を流すと言ってきた。しかしそれに対して国からの予算はどんどん先細っているわけである。この日本司法支援センターの仕組みも、お金が償還金としてぐるぐる回ってくるようなことが前提になっている仕組みなのである。本来であれば、その苦しんでいる状況にあるならば、支援金を国が直接金を出せばいいのである。そしてそのお金で弁護士に相談してください、また、生活を維持してくださいということに使えばいいのに、そこに弁護士がわざわざ身銭を切って、はっきり言って弁護士のたたき売りをして、そして国会議員の歓心を買おうと、世間の歓心を買おうと、そういう根性が根本にあるとしか思えない。本当に大事なことは、国がこのための司法アクセスの確保のためにお金を出すこと、それだけである。以上である。」

橋本太地会員（大阪） 「66期である。先ほど、私は言葉を失った。コロナ特措法に関して政党に出したペーパー、これを全て公開してください、そのような質問、要望に対して、執行部はこう言った。検討はすると。日本の霞が関にいる役人のような答弁を人権の擁護者である弁護士会の執行部が平気で言っている。執行部が実現の手続も経ずに勝手に行ったロビー活動の根拠とされた、資料とされたペーパーについて、事後的にも出そうとしない。出すと約束しない。これは一体何であるのか。

結局、日弁連執行部というのは、自分のやりたいことを下々の会員に事後的にも事前にも指摘されずにやりたいだけと。権力は腐敗すると聞いていたが、ここまで腐りきった権力者は初めて見た。

内容の点について申し上げる。今回の6号議案について、執行部は、弁護士の窮状は理解しているが、弁護士の使命・役割として、人権擁護しなければいけない。サービスしなければいけない。だから提案するんだ。そうおっしゃった。ノブレス・オブリージュであったか、高貴な役職には高貴な責任が伴うと。しかし、今や弁護士というのは、執行部の皆様のように潤沢な資金、潤沢な経営力を持っているわけではない。私は66期である。谷間世代である。貸与金を借りた。弁護士になった時点で優に数百万の借金がある。弁護士になった後も、消費者金融からお金を借りて、何とか事務所を維持している。そういうことを全く理解されていない。自分たちはいい。それは日弁連の会長選挙に出て、各地を飛び回って、飲食を供用して、そして選挙に勝ち上がってくるようなそういうふうなお金があるわけであるから。そうでない弁護士が今増えている。

我々が手弁当で、あるいは低廉な金額で市民に法的サービスを提供できる前提として、その基礎として弁護士の経営がある。そこをカバーせずに、弁護士も苦しいけれども市民も苦しいから、市民のために身を粉にしてサービスしましょうと言っても、実現できるわけがない。その点のことに全く思いをはせずに、机上の空論だけで、弁護士だから、弁護士の使命だからサービスをしましょう、苦しいけれどもと言っても、誰もついては来ない。そうではないか。荒会長、違うか。

最後に、ここ数年の間、各野党から、それこそ立憲民主党や共産党からも、安倍政治を許さないという言葉が入った。私からは荒政治を許さないとだけ申し上げておく。以上である。」

望月会員（東京） 「今回の法テラス特措法については、その代理援助について、資力要件を問わないなど、重要な内容が含まれるにもかかわらず、この特措法に関する執行部のアイデアについて、理事会等の議論を経た形跡がない。また、仮にアイデア出しの時点で理事会の議論を経ているにしても、その後の理事会や対策本部の会議において、先ほどの質問においても明らかになったが、政党に提出したペーパーを全部公開していない。一般公開を求めているわけではなくて、理事会や対策本部における開示を求めているにもかかわらず、それすら検討するという回答にとどまっていて、もはやそのペーパーを隠蔽したいのではないかとしか思わざるを得ない。

また、60期以降が7割を占める818名の会員連名による質問状に対して、荒会長の名前で出た回答は、4月13日付けの質問状に対して7月10日付けの一般会員向けの書面を見て参照すればよいだろうと。質問5問に対して一切回答いただけなかった。それを受けて、追加質問7問再質問させていただいたが、それについても最初の回答で十分であるという回答のみであって、合計12問の質問について、ついに一言も一問一答で答えていただけなかった。818名の会員に対して会員に向き合うという真摯な姿勢が感じられない。不誠実と言わざるを得ない。

また、このコロナの環境下において、もちろん市民も大変な苦勞をされているが、我々弁護士、一般会員も大変苦勞している。個人的に申し上げれば、4月に提訴した民事訴訟の第1回期日が、いまだに入らないという事件すらある。そのように事件の期日が入らない訴訟が進行しないということで、会員たちが非常に苦しんでいる。しかし、その会員たちに対して支援をしようという姿勢が執行部から伝わってこない。

少なくとも、私が立憲民主党の先生方とお話ししてヒアリングに呼ばれたとき、私がこの期日が入らないという問題について切々と申し上げたところ、そういう問題意識すら持っておられなかった。せつかく政党の方々に会われるのであれば、なぜ弁護士たちがこの民事訴訟が止まっているということ、刑事事件もそうであったけれども、期日が入らない、訴訟が止まっているということによって、どれだけ我々が仕事ができなくて苦勞しているかということも併せて訴えていただきたかった。そういう苦惱を立憲民主党にきちんと伝えたのは我々若手会員有志である。

この決議案自体は法テラス特措法案とは関係ないという答弁もあったが、この現下の様々な事情において、仮にそれが真実だとしても、執行部に対する信頼が損なわれている状態において、この決議案に賛成することはできない。以上である。」

小野寺友宏会員（仙台） 「先ほど来出ている法テラスの特措法に関する質問の中で、この6号議案の精神は正にそのとおりである。このコロナ禍の中で苦境にある人たちを助けたい、こういった思いはこの会場に参加しているみんなが共有しているはずだというお話があった。私も正にそのとおりだと思っている。

そのような意味を込めてこの総会において、このような宣言が議決される意味は非常に大きいと思う。これまでこのコロナの問題が発生してから4月以降、日弁連はたくさんの会長声明や意見書を発出してきた。このような声明、意見書に携わった関連委員会、そして執行部には、非常に敬意を表するところなのだけれども、それらの蓄積はあったとして

も、やはり日弁連の最大の意思決定の機関である総会で、このような意見表明をするというのは、これまでにない重みがあると思う。

本日のこの総会における意見の中で、このコロナの問題が災害という位置付けがなされるべきだという御発言、津久井会員からあったけれども、私もその発言は非常にもっともだと思った。この点に関して、執行部は早速宣言案の中にそういったものを盛り込むということで対応していただいたというところで、その点は前進と思っており、それにとどまらず、恐らくこの宣言案、今後いろんな場面で記者会見など、その他いろんな場面で発出することになると思うが、そのときにも是非日弁連が、未曾有の大災害に対してこういった思いで取り組んでいるということとその都度述べていただければ、より趣旨がはっきりするのではないかと思う。

それとともに、出ている反対意見の中では、このような宣言を出すことが、日弁連執行部に対して、今後の、特に特措法、法テラスの問題などに対してフリーハンドを与えることになってしまうのではないかという懸念もあった。しかし、日弁連の意思決定として、これまで出した決議、声明、意見、そういったものに基本的には準ずる、その基準は基本的には踏み外してはならない。そのルールは守られてきていると思われるし、また何といてもこれだけ多くの方がこの問題について、これまでもこの会場でも、執行部に対して意見を述べてきているわけであるから、こういったことを踏まえた上で執行部がきちんとした対応をしていくことも期待できるのだと思う。

そして、弁護士の窮状に関して、この宣言の中では触れられていないという指摘があった。確かにこの新型コロナの問題が発生した後、弁護士の業務自体もかなり大変な事態に直面しているということは、私自身も日々実感するところである。しかし、これは飽くまで対外的に出す市民社会に対してアピールする宣言であるので、この宣言としてはその点は、また別の問題として対市民向けに日弁連として全力を尽くすということではあるべきであると思う。

会員の中で、特に業務に対するフォローとか、そういった問題も非常に大きなテーマだと思うけれども、それはやはり執行部、今後、こういった切実な声もあることを踏まえて、是非ご検討いただくということで、それは別途お願いするという位置付けでよろしいのではないか。

このような趣旨で、この宣言の結論のところにあるように、当連合会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする団体として、新型コロナ感染症に伴う様々な法的課題、人権問題の解決に積極的に取り組むというのをこの総会で承認したということを、これは非常に今後社会的な意味においても、重要な位置付けになると思うので、私はこの宣言案に賛成する。以上である。」

議長 「冒頭に執行部から説明があったとおり、日付は2020年（令和2年）9月4日に改め、また、議案の途中で執行部から説明があったとおり提案理由につき字句修正を行う前提で採決する。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

挙手による採決の結果、第6号議案 宣言・決議の件「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う法的課題や人権問題に積極的に取り組む宣言（案）」は、賛成多数により可決された。

（ 休 憩 ）

〔第7号議案〕 山本志都会員外会員より発議された決議の件

議長は、第7号議案「山本志都会員外会員より発議された決議の件」を議題に供した。

議案の発議者である山本志都会員（東京）から、次のとおり趣旨説明がなされた。

議題に私の名前が付いてしまっているが、これは本来は内容で議案の名前を付けてほしいと申し入れたのだけれども、それがかなわず、こういう形になっている。私だけではなく、これは400名の会員からの発議ということである。

中身は、最高裁に対して新65期以降の司法修習生に貸与した修習資金の返還請求を停止するように求める、そういう内容の決議をしてほしいというものである。まず、数字を申し上げると、貸与世代は1万1,000人、75%の方が貸与金を借りている。平均は約300万円である。法曹養成は国費で賄われるべき、あるいは貸与制は不公平・不公正な制度であるということについては、異論のないところだと思うし、会内で本来共有されてしかるべきことだと思っている。

このような発議をするに至った理由だが、まず弁護士会として目に見える形での行動というのがない。弁護士会として貸与金請求の当事者に対してきちんとした態度表明をせよということに尽きる。

今、弁護士会は、三つの世代に分けられてしまっている。私は55期なのだけれども、給費を受けた私たちの世代、それから多くはロースクール時代の奨学金などを抱えて、貸与金の返還もしなければならない世代である新65期から70期、そして71期から、復活とは言えないけれども、一部支給されているという方たちである。

やっぱり一部支給されるように復活したというのは、おかしい制度だったからということである。返還請求が始まった2018年から、私たちはいろいろな運動をしてきたけれども、なぜ自分たちだけというような声、もうこんなことだったら公的な活動なんかしてやらないという声、弁護士会に見捨てられているように思う、そういう当該期の声が多々集まっている。

それらの声が執行部にも届いていないとすれば、それだけ当該期の中に日弁連に対する絶望が広がっているからだと思う。もし、その声が届いているのに日弁連として最高裁に対して具体的な働きかけを行っていないということであれば、やっぱり日弁連は会員のためのものではなくてはなくなっているのではないかと思う。私は2018年、新65期の第1回

の請求があったときも発議をした。2018年の総会で議論されたわけだが、執行部の対案が出された。それは、様々な措置をとっていくという内容だったが、しかしその後、日弁連は当該期のための行動を執ってこなかったわけである。今、新しい会長に会員のための日弁連、権力に付度するものではない日弁連ということをしちんと示していただきたい。そういう趣旨でこの発議をした。給費制の廃止は、弁護士激増の結果であり、司法改革によって生じたこの不条理というのを当該世代に自己責任だという形で押し付けるのはやめていただきたい。これが3月初めにこの発議のために動き出したときの状況である。

その後、新型コロナウイルスの感染拡大があった。様々第6号議案でも論じられていたけれど、経済への打撃、司法は停滞する、そういうことで弁護士業務には極めて大きな打撃が加えられたと思っている。私たちは、災害の被害者であるというふうに、第6号議案の議論を聞いていて私も強く思っている。

様々な行政による猶予制度、モラトリアムの仕組みというのも発動するようになっている。そういう中で、停止というのは極めて現実的な要求ではないかというふうに思うわけである。この決議は最高裁が名宛人になっている。裁判所法上、貸与金の返還手続は最高裁が規則で定め、最高裁が行うということになっている。正に最高裁が当事者なわけである。だから、当事者に対して停止を求める、そういう中身になっている。

この発議について、執行部は反対するということが日弁連のホームページ上に掲載している。まず、会員の出した発議に対して、事前に執行部として反対表明するということが自体、すごく問題だと思う。どのようにして執行部の反対ということを決めたのかも明らかになっていない。手続の上ではそういう問題があるわけであるが、内容については、執行部は二つのことを言っている。一つは、2018年決議と相容れないというものである。しかし、これは2018年決議というのは、国による是正措置の実現を目指すための行動を行うというものになっているわけである。しかし、このための行動が行われなかった。そして今年2月の会長選挙でもそのことは多くの会員から指摘を受けていたわけである。だから今回この発議をするという意味があるということである。

それから、相容れないと言われるが、この発議は、別に2018年決議と矛盾するものではない。立法活動とか、国会に対する働きかけというのは大いにやっていただいたらいいし、それは私たちも賛同している。しかし、活動のための時間を手にするために、やはり停止ということは必要なのではないか。そういう考えである。

もう一つ、執行部の反対意見は、最高裁の権限で実現できるものではないというものである。しかし、裁判所法、これは貸与制世代の当時のものも、現在のものもそうであるけれども、貸与金の返還に関しては、最高裁規則に委ねるという形になっている。そして、実際にも最高裁が定めた規則、要綱に従って貸与金返還というのは進められている。あえて弁護士会ができないという解釈をとる必要はない。一律猶予、それから猶予拡大などを求める会長声明も、私たちが確認しただけで7弁護士会から出ている。貸与制世代への請求がおかしい、不公平である、現時点ではやるべきではないというところは、私は多くの会員が同意していただけるのではないかと思っている。理不尽・不公平な貸与金返還に苦しんでいる会員とともにある日弁連なのか、それとも実現可能性がないなどということを出して、会員を置き去りにする日弁連なのか。そういう選択を迫るものだと思ってい

る。そういう趣旨で発議への賛成を求める。

なお、ここまで時間がかかっており、大変言い出しにくいのだが、400人の方が発議してくださっていて、その方たちに報告する必要もあるので、精密の決議をしていただくように求める。以上である。

議長は、執行部に意見を求めた。

富田副会長 「執行部は、第7号議案に反対の立場である。今回、提案された第7号議案については、2018年高松市での定期総会で、一部の会員が発議した決議案と実質的に同一趣旨となっている。最高裁に対して新65期以降の司法修習生に貸与した修習資金の返還請求を撤回、あるいは停止することを求めているが、そもそも最高裁には返還請求を撤回する、あるいは返還請求を一律停止するとの権限はなく、法律上根拠を欠いている。財政法第8条は、国の債権の全部若しくは一部を免除し、又はその効力を変更するには、法律に基づくことを要するとあり、返還請求の一律停止を求めるには、新たな立法が必要となることから、最高裁に求めるのは失当である。この点は、2018年定期総会の際にも、当時の執行部が説明しているところである。

高松の定期総会では、この一部の会員の発議による決議案が否決され、菊地執行部が提案した「安心して修習に専念するための環境整備を更に進め、いわゆる谷間世代に対する施策を早期に実現することに力を尽くす決議」が、圧倒的多数で採択された。同決議では、71期から始まった新たな給付制度の安定的運用を図ることを改めて宣明するとともに、いわゆる谷間世代会員がその経済的負担や不平等感によって、法曹としての活動に支障が生じることのないよう、国による是正措置を目指すことや、会内施策の実現について、明確に表明している。

日弁連では、2019年3月臨時総会において、司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金に関する規程が承認され、谷間世代の会員に対して20万円を支給する制度を創出するなど、同決議に基づいた会内施策の取組を行っている。また、弁護士会による独自の支援策も広がりを見せている。

一方、国による是正措置については、国費の支出を伴う以上、より一層政府や立法府、ひいては国民の理解が不可欠であり、その具体的方策について、十分に検討する必要がある。現状ではそれに応え得る具体的方策について成案を得ていないが、これまでも司法修習費用問題対策本部で検討してきた。菊地執行部では、谷間世代を含む若手法曹の新しい公益的分野のチャレンジ支援という切り口で、そうした活動に対する国費負担策を施行した。

現執行部においても、2020年度の会務執行方針で示したとおり、2018年決議に基づき、谷間世代の会員に対する給付金の支給の会内施策を着実に実施するとともに、国費による是正措置を目指していく方針である。これは最高裁判所、法務省の理解を前提に、世論の支持を幅広く得て実現を目指すものであり、今回の会員発議案とは相容れない。

今年度は、司法修習費用問題対策本部の改組を行い、当事者である谷間世代を増員して、体制強化を行った。現在、今年度の活動方針について、当事者世代の生の声を踏まえて、

谷間世代に対する国による是正策、会内施策等について、鋭意検討している。対策本部での検討を踏まえて、執行部として積極的に取り組む所存であるので、会員の皆様の御理解、御協力をよろしくお願いしたい。」

議長は、質疑に入る旨を宣した。

釜井英法会員（東京） 「私は、司法修習費用問題対策本部の副本部長をしているが、この本部の前身である司法修習費用給費制存続緊急対策本部が発足してから10年間、本部の事務局長を務めてきた。その立場から、発議者に対して質問をさせていただきたい。本来であればこの質問は、本部長代行の新里宏二がする予定だったが、彼がどうしても今日出なければならぬ裁判が仙台であったので、まずは彼のメッセージを先にお話しさせてもらった上で質問させていただきたい。

「仙台弁護士会所属の新里宏二です。私は、日弁連司法修習費用問題対策本部の本部長代行を務めていますが、本日は仙台高裁での旧優生保護法違憲訴訟控訴審の口頭弁論のため、総会に出席できないことから、私のメッセージを同本部副本部長の釜井弁護士に託します。

私は、7号議案の1万人以上に上る新65期から70期の貸与制世代の世代の法曹について、前後の法曹世代と比べて不公平な事態が生じており、会員間に分断が生じないように、弁護士会が一丸となって対応すべきという旨の提案の趣旨については、全く同感であり、同意見です。本議案提出者の皆様に敬意を払うとともに、谷間世代への不公平是正の活動に結果を出せていない本部の非力さを反省しているところです。

しかし、私は、裁判所法上の権限の問題及び最高裁が本問題について、当初から最も後ろ向きな態度をとり続けていることなどからして、最高裁に対して、修習貸与金の返還請求を停止することを求めるという本議案については、運動の在り方として問題があると考え、反対します。2018年5月定期総会での同種議案についても、同様の理由で反対の意見を述べました。

では、この谷間世代の不公平是正の問題には日弁連はどう対処すべきなのか。今期の執行部は、谷間世代への支援として、国費による是正措置としては、谷間世代に対する一律給付を求める政策や、修習期の新しい法曹の活動を支援するための枠組みを設ける政策を求める活動を積極的に進めていきますということを、会務執行方針として明確に示しています。そして、当本部でも同じ方向での具体的な活動方針を執行部に既に上げております。

私は、本議案の成否にかかわらず、提案者の皆さんとも一緒に日弁連が一丸となって、国による谷間世代の不公平是正措置実現に向けての活動、運動を一緒に進めていきたいと思います。」

このメッセージを前提として、私から、発議者に対して、2018年の定期総会で、いわゆる谷間世代に対する施策を早期に実現することに力を尽くす決議とあるが、これに基づいて日弁連一体となって行動することはできないかということ、仮にできないとした場合に、その理由はどういうところにあるのか。この2点を質問したいと思う。」

山本会員（東京） 「まず、一丸となって活動できないかということであるけれども、それは私たちも非常に望んでいるところである。ただ、それができていない状況があるので、発議をしたということである。それを御理解いただきたい。

運動論として意味がないのではないかという御意見があった。しかし、決議を上げることで裁判所にも付度しないんだという姿勢を日弁連が示す、最高裁に迫る材料を作るといふ、そういう意味は非常にあると思う。最高裁が一番固いところだから、そこにあるのは実現可能性がない、そういう御意見なのかもしれないけれども、そういうことを言い出したら様々な決議というのは問題になってしまうと思う。市民の議論を作り出したり、会内の分裂状況を改善するという意味でも、この発議が決議となるということには非常に大きな意味があると考えている。」

及川会員（千葉県） 「執行部にお伺いする。日弁連は、ホームページでこの7号議案に反対すると、先ほども指摘があったけれども、異例と言えば異例である。あらかじめホームページで反対するという意思表示をしている。では反対して、日弁連は何をやるのか。先ほど担当副会長からいろいろと説明があったが、端的に具体的に一体何をやるのか。そして、それをどう対外的に表明するのか。今日、万が一この7号議案が否決されたとして、それは日弁連は最高裁に対して貸与の請求をやめろという7号議案を否決したと、日弁連は否決したということだけが独り歩きして、日弁連は、この貸与制の問題について、後ろ向きなのではないかと、そういうイメージ、心証を社会に与えかねないと思う。日弁連は何をやるんだと、それをどう発信するんだ、それを明らかにしていただきたい。」

富田副会長 「先ほどもお話ししたが、まずいわゆる国に対する是正措置、それを獲得するための活動をする。政府や多くの国会議員を説得し、世論の支持を幅広く得る。国による是正措置になると立法措置が必要になってくるが、その立法事実を集積し、最高裁判所、法務省の理解を得るために両者との協議を粘り強く継続することが必要であると考えている。特に、この是正措置というのは、谷間世代の全員をどのように救済するというか、新たにマイナス部分を解消させるかというための幾つかの方法があると思う。新しく改組した司法修習費用問題対策本部の新しい構成は、いわゆる谷間世代の人たちが、約100人の中で半数を占めている。その本部の中で、谷間世代の人たちに新たに意見を言うただいて、今正しく活動方針、是正策の具体的内容を検討して、方針を具体的に作ろうとしている。そのような議論を踏まえながら執行部としては大きな方向、方針に立ちながら活動を展開していく。そして、国に対して是正措置を獲得していく。そういうところで今考えて取り組もうとしている。」

及川会員（千葉県） 「半分しか答えを頂いていない。それを社会にどう発信するか。どのようにアピールするか。いつアピールするか。」

富田副会長 「それについても、今正しく司法修習費用問題対策本部での方針や方向性を踏まえて、活動の内容、どのような動き、活動をするのか、国民社会に対するアピール

も含めてそこで検討していきながら執行部と相談しながらやっていく考えである。」

佐藤誠一会員（第二東京） 「執行部に対して質問であるが、担当副会長が日弁連としてはこういう活動をしていくんだということを今説明いただいたと思う。その日弁連がこれからやろうとしていることは、この決議が採択されると、それは矛盾することになるのか。あるいは、日弁連がやろうとしていることの何か妨害になるのか。両立するのではないかと私は思うが、いかがか。」

富田副会長 「賛成できない理由にもなるわけであるが、裁判所法第67条の3には、修習専念資金を貸与すること、そして、貸与金を返還させることが定められている。最高裁は、この裁判所法第67条の3に基づいて、その事務を委任されていて、返還請求を停止するという権限はない。貸与金の返還請求は最高裁の専権とされ、最高裁が返還を求めなければ貸与制世代はその返還から開放されるとの発議の理由が触れられているが、それは法律の根拠を欠く主張であって、実現可能性はない。

また、先ほど言ったように、対策本部の中でいろいろ方針を立てて行動をしていくわけであるが、当然その中には立法措置を獲得する必要がある。そのために、最高裁や法務省とも協議して、十分理解を得る必要がある。我々が考えているのは、貸与のされた人たちではなくて、谷間世代全員に対しての是正措置を考えて動こうとしている。それについては、最高裁や法務省とも当然協議しながら、立法事実を獲得していきながら、いわゆる協働的な部分の働きかけも必要である。今、最高裁に権限がない、停止、一律停止というものを支持すること自体、その協議に妨げになるような余地もあるのではないかという懸念を持っているところである。以上である。」

吉田哲也会員（東京） 「今、担当副会長の方から説明があったことについて、お伺いしたいのだが、現在最高裁、法務省と協議をしている、その妨げになると。これは、機嫌を損ねたらまずいというのと何が違うのか。先ほど、6号議案において、執行部が、これは政党の方にロビー活動を行ったと。そこでどういうことを言ったのかという問題が出ていたけれども、私はあれを聞きながら本来国のやるべき仕事を国がやらない、じゃあうちがやる、うちには今金のない若いのがいっぱいいるから、そう言っているようにしか聞こえなかったのだけれども、さて、それで先ほどの質問に戻る。

裁判所や法務省と協議をしていく妨げになると、協議を本当にしているのか。立法事実を獲得するとおっしゃったが、立法事実なんかもう明らかになっているのではないか。協議だけを本気でやるんだったら、ささっとやっていただきたいのだが、その状況はどうなっているのか。世論の理解を得ながら、あるいは国会議員を説得しながらと、どのように理解を得るつもりなのか、どのように説得するつもりなのか。立法事実はとっくに存在している。今更獲得するなんていう話にならないと思うのだが。非常に後ろ向きの議論だと思う。

私事ではあるが、私は東京弁護士会の常議員もしている。この議案について、東京弁護士会が会としては反対票を投じるということを表明したときに、いろいろ常議員会の中で

議論になった。反対しようと思えば幾らでも理屈は出てくるものである。法的根拠がない、実現可能性がない、日弁連のいろんな対策本部の足を引っ張りたくない、いろんな意見が出てきた。

では、逆に問う。今年の臨時総会で死刑執行の停止を求める決議というものが検討されているはずである。現行法のどこに死刑執行の停止を求める根拠規定があるのか。根拠規定はない。じゃあ実現可能性はどのくらいあるのか。私は死刑制度には反対である。もちろん、ただ、決議をどうするかはまだ留保の状態であるが。このことと比較しても、今いろいろお答えいただいている内容について、一切整合性がとれていない、理由がないものであると考えざるを得ないのだが、執行部はそれについて、いかがお考えであるのか。

あと、最後に1個、お聞きしたいところがある。谷間世代の存在によってその谷間世代に所属する会員が、私もそうであるが、経済的な困窮、あるいは不平等感により業務に支障が出るとおっしゃったけれども、前者は分かる。この不平等感に基づき業務に支障が出るというのは、一体どういう事態を想定しているのか。私はこれを聞いて非常に違和感を感じ、次には不愉快に思った。私はそんなにひ弱ではなかつもりである。どういう意味なのか、それはお答えいただきたい。不平等感に基づきとは、業務の執行ができなくなるとは、一体どういうふうに我々のことを考えているのか、お答えいただきたい。」

富田副会長 「幾つかお話しされたので、最後の方の不平等感、これについてお話しすると、やはりいわゆる貸与制世代の方、谷間世代の方々、給費制がなくなり、給付金が71期から支給されたにもかかわらず、そのどちらもない世代ということで、正しく経済的に比較すると不平等・不公平な状態になっている。まして、先ほどもおっしゃっていたけれど、借入れをしながら修習時代を送った、そのマイナス部分が弁護士になった後にどのような影響があるか。弁護士は人権擁護と社会正義の実現を図るための使命を持ちながら活動する。そのような活動ができないような影響を受けている状態、また、他と比較して、当該期がそういうしわ寄せを受けているのではないかというところが、不平等なり不公平な思いをさせているのではないかということと、責任を持った弁護士として活動できるか、研修を含めて、自らが弁護士としての能力を十分身につける状況になっているのかどうか。そういう諸々のマイナス部分を感じているのではないかというところで、こういう表現をしている。

立法事実が何かということについて、もう集まっているのでないかということも話があった。確かにいわゆる谷間世代の方々のアンケート調査をしている。当然、今までに分析をしているが、どのような事実があればどうなるかということは、非常に難しい問題である。そのため、これがあればこうなるというような特効薬みたいなものはない。先ほど言ったように、そういうものを含めて今まで進展がなかなかなかった、そういうものを、司法修習費用問題対策本部を改組して谷間世代の人たちに委員になっていただいて、正しくそこで検討し、これから具体的な方針を決めていこうと、執行部としては、我々がこう考えて、こうするというのではなくて、対策本部の人たちの意見、考え、方針を聞き、議論を協議しながら、一緒に取り組んでいこうという考えである。

先ほど、釜井先生からも話があったように、この決議案を出されている方々と一緒に取

り組んでいくという姿勢で執行部もいる。お答えとさせていただきます。」

吉田会員（東京） 「時間ももう6時も近いことであるし、なるべく手短に済ませようと思っている。私の質問、不平等感について主にお答えいただいたと思うが、それ以外の点については、お答えいただいている。それについては、いかがお考えなのか。あと、不平等感とおっしゃるけれども、そもそも不平等が生じるような制度は司法改革制度である。それに賛成したのは、私たちの先輩であるあなた方ではないのか。その失敗を認めることなく、今回の決議の目的は、そういった失敗について明らかにするという意味も私はあると思うが、そういったことについては目を背けて、やれ法的根拠、実現可能性というところの些末なところに逃げ込んでいる。法的根拠は置いておき、実現可能性ということであれば、先ほどお答えいただいた内容、ほとんど実現可能性どころか、具体性が何もないので、可能性があるかどうかとも判断できないものであると思うのだが、いかがか。ただ、時間も押していることであるし、このぐらいにしておく。」

富田副会長 「今まで述べているが、正しくこれから粘り強く、是正的な立法措置へ向けてしっかり取り組んでいく。そういう覚悟で取り組んでいくという結論になるかと思う。これからどうするかの問題だと思う。」

土井裕明会員（滋賀） 「発議者の方に教えていただきたいのだけれど、仮にこの決議案が可決されて、決議が通ったとしたときに、執行先は当然最高裁判所ということになる。その最高裁判所に、決議の主文は2行でシンプルでよく分かるのだけれど、その下にあるのは、発議の理由になっている。これは決議の理由ではなくて、多分発議の理由であり、要するに言いたいことは、今までの執行部が思ったようにいろいろやってくれないから、これを発議したんだと、こういうことが書いてあると思うのだけれど、それをそのまま最高裁に送るということなのか。最高裁に送るものはこの部分になるのか。」

山本会員（東京） 「決議の部分を送って、その決議の趣旨を説明していただくというふうに私たちは考えていた。」

土井会員（滋賀） 「執行するのは、この2行の決議案だけで、なぜこういう決議に至ったのかについては、一応後から口頭で補足するという、そういう話になるわけか。」

山本会員（東京） 「そのように考えている。」

土井会員（滋賀） 「この発議の理由というのは、飽くまでも発議の理由であって、決議の理由ではないということか。」

山本会員（東京） 「決議の理由ではあるが、会員に対して、決議を求める理由を説明したものという趣旨である。」

土井会員（滋賀） 「公式の最高裁に行くものとしては、この2行だけが行くと、こういう理解でよいのか。」

山本会員（東京） 「結構である。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

萱野唯会員（第二東京） 「私は弁護士になる前、学生時代は、ビギナーズ・ネットという当事者の団体で、また弁護士になってからは、司法修習給費制の対策本部でこの問題について、活動をしている。まず7号議案の提出者の先生方に感謝を申し上げたい。私も谷間世代の当事者である。毎年7月、最高裁から振込用紙が送られてきて、それに従って貸与金を返済している。この返済に当たっては、なぜ前後の世代と同じように修習を送っているのに、しかも同じように国から時間的拘束、場所的拘束を受けながら修習をしているのに、私たちの世代だけは全くの無給で、事実上の借金を強制されなければいけなかったのか。こういう思いで、特に私はその運動をずっとやっていたものであるから、それができなかった悔しさ、申し訳なさを毎年感じている。

私だけではなくて、この不公平・不公正な制度に対して悲しみや怒りや疑問を持っている会員は少なくないと思う。この当事者の切実な思いを受け止めていただいて、この議案を提出していただいた。そこは本当に感謝を申し上げる。趣旨としては賛成できるものだと考えている。

ただ、この議案に問題があるということは、執行部ないし先ほど釜井先生からも説明があったとおりで、私も正直そう思う。その結論としては、やはり賛成できかねるのだけでも、ただ、これを提出していただいたことによって、今まで停滞していたこの活動が、またもう一回スポットライトを当てられて、また私も対策本部で更に運動を進めていきたいと考えているので、先生方も今日で終わりということではなくて、是非一緒に活動していきたい。是非よろしくお願ひしたい。

執行部に対して意見させていただきたい。荒先生、覚えていらっしゃると思うけれども、8年前、私がまだ弁護士になる前であったが、この弁護士会館の地下で給費制の復活を求める仲間と一緒に食事をしていた際に、先生も顔を出していただいて、こうおっしゃっていただいた。この問題は、お金の問題だけではなくて、法曹としての誇りに関わる問題であると。そういうお言葉を聞いて、当時先生は事務総長でいらしたが、本当に心強く感じたし、感動したことをそれなりに覚えている。

また、荒先生は日弁連の会長選挙に当たって、この問題に対しても非常に積極的な政策を掲げていただいている、私も荒先生のリーダーシップに強く期待しているところである。そしてこのような荒先生、従前の執行部のお考えがあるにもかかわらず、仮にこの7号議案が単に否決されただけで終わるとすると、先ほど及川先生からも御指摘いただいたとおり、社会に向けて日弁連は谷間世代の問題を解決するための運動を諦めたというふうに誤

ったメッセージを発することになってしまうのではないかと、私を危惧している。

ついては、仮に7号議案が否決された場合については、単に否決して終わりということではなく、会長声明などを出していただき、日弁連は一丸となって国に対して谷間世代の不公正是正措置を講ずるということを明確に對外的にメッセージを出していただくべきと考えている。是非前向きに検討いただきたいとお願いを申し上げて、私の意見とさせていただきます。是非よろしくお願ひしたい。」

十河弘会員（仙台） 「7号議案をまとめられた先生方、心から敬意を表したいと思う。ただ、今お話があったように、私も結論としては、この議案には賛成できないと思っている。私も実はビギナーズ・ネットの皆さんと一緒に懐かしく思い出すのは、クレオで寸劇の芝居をして、弁護士役をやったりして、市民の皆さんに理解を求めると、それで給費制が必要なんだと、弁護士は社会のためになっているんだ、それを国家が支えるんだということをアピールするという地道な活動も必要だと思っている。

そういった中で、やはりこの決議案の本文だけだとしても、最高裁に持って行ったとしても、究極的には是正措置につながるのかどうか。最高裁のほうでこれは法律上認められないことですよというふうに一蹴されてしまうのではないかと危惧があるので、この点については、やはり賛成しかねるというふうに思っている。しかし、先ほどから指摘いただいたように、否決して終わりというのは、何とももったいないと思っている。

そこで、御紹介であるが、仙台弁護士会では8月27日の常議員会において、改めて谷間世代の不公平・不平等を抜本的に是正する救済措置を求める会長声明というのを発した。これは対策本部等が正にこれから一律に支払を免除するとか、新たな立法措置をとって、この谷間世代の皆さんの不平等感を解消する、清算する、そういう動きを全国津々浦々から起こしてほしいという声を聞いて、いち早く上げさせていただいた。是非他の弁護士会の皆様にもお送りするので、御覧いただき、日弁連一丸となって、この谷間世代の救済に力を合わせていこうということである。是非よろしくお願ひしたい。」

森川文人会員（第二東京） 「43期で今年で30年目だが、若手だけではなく、やはり今、大変厳しい状況にあると思う。弁護士になりたての頃は、弁護士というのは、社会正義に関わる仕事をするのであって、あまりお金のことを考えなくて、そういう形で若手は育てられたと思うが、今は日々、生き残ることを考えなければいけない。そういう時代だと思う。コロナで医療崩壊した病院と同じように、民営化というか、商業化、いわゆる新自由主義にさらされた、我々の世界では司法改革であるが、それによって、むしろ弁護士はつぶしが利かない、魅力のない職業として今あまり人気なくなっている。公共に属すべき仕事が医療にしても司法にしても、やっぱり民間の仕事のように競争にさらされれば、こうなることは分かっていたにもかかわらず、2000年頃の執行部は、これにこぞって賛成したわけである。弁護士激増、当時は法曹人口の増員と言っていたけれども、結局激増するためにロースクールを作り、司法修習をどんどん短期化し、そして、人数も増えたから給費制を廃止する。そのような流れであった。

つまり、これは、選択であって、事故でも天災でも決まりきったことでもないというこ

とである。私たちが選択して進めてきたこと、そういう形をとっている。だからこそ、この7号議案に賛成して、日弁連の声として皆さんと声をあげていきたいと思う。執行部は、これまでの路線を継承しようとしている。相変わらず官僚答弁のようなことしか言わない。若手がせっかく参加しているにもかかわらず、何とも熱のない、そういう答弁しかない。なぜ意思表示をきちんとしないのか。なぜ最初から諦めなければならないのか。

これは先ほどどなたか引用していたけれども、正に弁護士、法曹の誇りの問題でもあるし、私たちの生活の問題でもある。日弁連はかつて翼賛、賛同してきたように、今度はきちんとおかしいものはおかしいと、そういうふうに声をあげればいい。今そういうときだと思ふ。弁護士というのは、そういうやり方をしてきたはずだし、そういう形で社会にアピールしていく。やっぱりきちんとおかしいということを経済界にぶつけていく、こういうことをしている日弁連であるという姿を社会に示していければと思う。以上である。」

議長は、採決に入る旨を宣した。

第7号議案の採決が行われ、議長は、集計を行う間休憩とする旨を宣した。

(休 憩)

第7号議案についての採決の結果は、以下のとおりであった。

出席会員総数（代理出席・会出席含む。）1万547名

議案に賛成 2, 176名

本人出席49名、代理出席2, 116名（うち復代理639名）、会出席11名（うち復代理4名）

議案に反対 7, 945名

本人出席278名、代理出席7, 635名（うち復代理1, 267名）、会出席32名（うち復代理8名）

棄権 426名

本人出席15名、代理出席405名（うち復代理80名）、会出席6名（うち復代理3名）

以上の結果、第7号議案は反対多数により否決された。

議長は、報告事項「令和元年度会務報告」について質疑を希望する者がいないことを確認し、全ての議事の終了を宣した。

荒会長から次のとおり挨拶があった。

このような大変な時期に、この時間まで最後まで議事に御協力を頂いたこと、まずもって御礼申し上げる。

本日は、七つの議題について、御討議を頂いた。いずれも皆様から様々な御意見を頂戴

し、叱咤激励も受けたと感じている。なあなあ、シャンシャン、よく聞く言葉であるけれども、そんなものとは全く違う新しい本当に中身のある総会ではなかったのかと私は思っている。しかしながら、この総会のやり方も変えていかないと、このコロナのようなときには難しいということも、皆様とともに共有できたのではないかと。来るべき次の機会には、皆様に改正のための案をお示しをして、対策を講じていきたいと思っている。重ねて、第1号から第6号議案、第7号議案、本当に充実した御議論を頂いたことを御礼申し上げます。

他方、一部の会員から、第7号議案について、懸念、心配はないのかというようなお話を頂いたけれども、もちろん正副会長会議において、その点についても、十分考慮させていただいて手当をするということで、私たちは意思の統一を図っている。さらにはまたそういう御懸念を払拭するためにも、引き続きこの問題に関わっている本部の皆さんとともに手を合わせ、対外的に頑張っている姿を見せていくということも、誤解を招かない一つの形ではないかと思っている。

私は地方出身者である。地方出身者であればこそ、今回のような復代理というような形で地方の議決権行使ということについて、皆さんとともにこれを取りまとめることができたと思っているし、地方出身者らしい様々なやり方というもの、様々な政策というものを残された1年半の間に、いろいろと検討し、世に問う作業をしていきたいと思っている。今日は、最後までこのように残っていただいたことに感謝をして、私からの挨拶とする。

議長が散会を宣し、第71回定期総会は閉会した。

以上

(調査室嘱託 藤井直孝 矢野亜紀子)